
' 24 ひがしおおさか

市政の概要

(建設水道編)



東大阪市議会事務局

目 次

都市計画	1
1. 土地利用状況	1
2. 市街化区域及び市街化調整区域	2
3. 地域地区	2
(1) 用途地域指定面積	2
(2) その他の地域地区指定面積	2
4. 地区計画等	3
5. 都市計画道路	4
(1) 都市計画道路	4
(2) 都市計画事業決定街路（市施行）	5
(3) 都市計画事業決定街路（府施行）	5
6. 市街地再開発事業	6
7. 都市計画駐車場	9
(1) 自動車駐車場（都市計画）	9
(2) 近鉄布施駅北口交通広場地下駐車施設概要	9
(3) 自転車駐車場（都市計画）	9
8. 区画整理	10
9. 公園	11
(1) 開設公園、緑地及び児童遊園等の状況	11
(2) 公園の占用料及び使用料	11
(3) 花園中央公園	13
(4) 公園環境協会	14
10. 緑化対策	15
11. 野球、庭球場等	16
12. 建築指導	17
(1) 確認申請取扱状況	17
(2) 中間検査実施状況	17
(3) 検査済証発行状況	17
(4) 違反建築物摘発状況	17
(5) 違反建築物用途別状況	17
13. ラブホテルの建築	18
14. 既存民間建築物の耐震診断	18
15. 木造住宅の耐震アドバイザー派遣	19
16. 木造住宅の耐震改修	19
17. 木造住宅の除却	21
18. 吹付アスベスト等分析調査	21
19. 空き家対策	22
20. 開発指導	23
(1) 開発許可申請	23
(2) 開発指導要綱申請	23
21. 中高層建築物等指導	24

22. 位置指定道路の業務	24
23. 宅地造成等に関する業務	24
24. 都市計画施設内における建築許可申請	24
25. 東大阪流通業務地区内の許可・証明	24
26. 景観	25
土木	26
1. 道路	26
(1) 道路状況	26
(2) 道路占用料	26
(3) 私道舗装規則	28
(4) 交通安全施設の整備	28
2. 交通体系の整備	28
(1) 近鉄線の高架化	28
(2) JR 線の高架化	29
(3) 大阪外環状線鉄道事業	29
(4) 大阪外環状線鉄道の新駅設置	30
(5) JR 片町線（学研都市線）輸送力の増強	31
(6) 大阪市高速鉄道中央線（現大阪メトロ中央線）の延伸と近鉄東大阪線（現けいはんな線）の建設	31
(7) 大阪モノレール南伸事業	32
3. 交通対策	34
(1) 交通安全思想の高揚	34
(2) 放置自転車対策	34
(3) 迷惑駐車対策	34
(4) 交通事故相談	34
(5) 建築物の駐車施設の附置等に関する条例等	35
(6) 駐車場法に基づく届出について	35
(7) 公設自転車駐車場整備状況	35
4. 橋梁	36
5. 河川	37
建築	39
1. 住宅	39
(1) 市営住宅管理戸数	39
(2) 市営住宅団地別戸数	39
(3) 市内の住宅団地（府営・UR 賃貸・公社）	40
(4) 市営住宅の建替え	40
下水道	41
1. 公共下水道事業の現況及び計画	41
2. 公共下水道事業の排水区別進捗状況	42
3. 事業施工状況	42
4. 受益者負担金制度	43
5. 下水道使用料	43
(1) 汚水量の認定	43
(2) 料 金（1 カ月につき）	43
(3) 令和 5 年度下水道賦課件数・賦課水量調べ	44
(4) 下水道使用料年別収入調べ	44

6. 便所の水洗化	44
(1) 水洗便所改造資金貸付制度	44
(2) 貸し付け及び返済状況	44
(3) 水洗化普及状況	44
7. 流域下水道事業の概要	45
8. 下水道関係施設	46
(1) ポンプ場	46
(2) 下水道処理施設	51
9. 私道における下水道	52
(1) 水洗化に伴う公共下水道設置制度	52
(2) 既設排水設備の寄付制度	52
(3) 半額助成制度	52
水道	53
1. 水道事業の概要	53
2. 取受水量の状況	53
3. 給配水量	54
(1) 年間配水量	54
(2) 用途別給水量	54
(3) 総収益及び総費用等	54
(4) 有収収益及び原価	54
4. 施設	55
5. 水道施設等再構築事業	56
6. 漏水防止対策	56
7. 水道料金及び加入金	57
(1) 水道料金	57
(2) 加入金	57
8. 職員数	57

都 市 計 画

都市計画の概況

東大阪市都市計画マスタープランが掲げる基本目標「つくる・つながる・ひびきあう - 感動創造都市 東大阪 -」の実現に向けて、都市計画制度を活用しながら施策を推進している。土地利用規制については、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整区域の区分を昭和45年6月20日に決定した。近年では、将来の人口減少・高齢化社会の到来を見据え、東大阪市立地適正化計画を策定し、この計画に基づき、将来の持続可能な都市経営が可能となるように本市がめざすコンパクトシティの形成に向けた取組みを進めている。

○ 都市計画審議会

- ・ 組織（15人以上25人以内）
現行市議会議員6人、学識経験者11人、本市住民1人
- ・ 所掌事務
都市計画法その他の法令により、その権限に属させられた事項の調査審議及び都市計画に関する事項についての関係行政機関への建議等
- ・ 開催状況（令和5年度）
審議会2回

1. 土地利用状況

区 分		面 積 (ha)	比 率 (%)
市街地	一般市街地	2,696.1	43.6
	商業業務地	438.2	7.1
	工場場	1,000.4	16.2
	集落地	0.0	0.0
	官公署	17.7	0.3
	小 計	4,152.4	67.2
普通緑地	公園・緑地・運動場	178.4	2.9
	社寺敷地・公開庭園	24.4	0.4
	学校	209.8	3.4
	墓	12.7	0.2
	小 計	425.3	6.9
農地	田・休耕地	113.2	1.8
	畑	70.3	1.1
	小 計	183.5	3.0
山原水低公道路その他の空地	林野	1,028.6	16.7
	・ 牧野	0.0	0.0
	水面	45.2	0.7
	湿地・荒蕪地	2.1	0.0
	公共施設	70.2	1.1
	道路・鉄軌道敷	252.2	4.1
	その他の空地	18.5	0.3
	小 計	1,416.8	22.9
合 計		6,178.0	100.0

※調査時点 令和2年10月現在

2. 市街化区域及び市街化調整区域

(令和6年4月1日現在)

名 称	位 置	面 積(ha)	比率(%)
市街化区域	市街化調整区域を除く全域	約 4,981	80.6
市 街 化 調 整 区 域	善根寺町1丁目、6丁目、日下町1丁目、8丁目、上石切町2丁目、山手町、東豊浦町、出雲井町、五条町、客坊町、上四条町、上六万寺町、六万寺町1丁目、横小路町1～6丁目、池島町3丁目、4丁目、8丁目の各一部、池島町5～7丁目の全部	約 1,197	19.4

3. 地域地区

(1) 用途地域指定面積

(令和6年4月1日現在)

区 分	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近 隣 商業地域	商業地域	準工業地域
面 積(ha)	約 210	約 921	約 60	約 1,490	約 204	約 90	約 328	約 276	約 1,025
比 率(%)	4.2	18.5	1.2	29.9	4.2	1.8	6.6	5.6	20.5

区 分	工業地域	工業 専用地域	計
面 積(ha)	約 360	約 18	約 4,981
比 率(%)	7.2	0.3	100

(2) その他の地域地区指定面積

(令和6年4月1日現在)

名 称	高度利用地区	特定用途 誘導地区	防火地域	準防火地域	風致地区	特別用途地区 (工業保全地区)
面 積(ha)	約 2.8	約 1.8	約 414	約 4,500	約 383	約 51

名 称	特別緑地 保全地区	流通業務地区	生産緑地地区
面 積(ha)	約 0.5	約 103	約 97.11

4. 地区計画等

(令和6年4月1日現在)

名 称	位 置	面 積
東大阪被服団地地区計画	西石切町4丁目、5丁目、6丁目、7丁目地内	約7.4ha
岩田町地区地区計画	岩田町1丁目、4丁目地内	約0.8ha
吉田九丁目地区地区計画	吉田9丁目、鷹殿町、桜町地内	約9.5ha
河内花園駅前地区地区計画	吉田1丁目、稲葉3丁目地内	約2.0ha
御厨南二丁目地区地区計画	御厨南2丁目地内	約4.1ha
高井田中一丁目地区地区計画	高井田中1丁目地内	約5.6ha
荒本北二丁目地区地区計画	荒本北2丁目地内	約3.2ha
若江・岩田・瓜生堂地区防災街区整備地区計画	若江本町1丁目、2丁目、若江北町1丁目、岩田町3丁目、瓜生堂1丁目、2丁目地内	約49ha

5. 都市計画道路

(1) 都市計画道路（自動車専用道路 1 路線、幹線街路 53 路線、区画街路 7 路線、特殊街路 7 路線）

路 線 名 称	起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)
大 阪 東 大 阪 線	高井田西 6 丁目地内	西石切町 5 丁目地内	18	6,720
大 阪 中 央 環 状 線	北鴻池町地内	若江西新町 5 丁目地内	120	5,860
築 港 枚 岡 線	高井田西 6 丁目地内	東山町地内	40	7,740
七 軒 家 本 庄 線	七軒家地内	本庄中 2 丁目地内	40	1,640
菱 屋 東 長 田 線	長田東 5 丁目地内	長田東 2 丁目地内	40	660
三 島 東 鴻 池 線	三島 3 丁目地内	東鴻池町 4 丁目地内	32	1,630
大 阪 生 駒 線	東鴻池町 5 丁目地内	元町 2 丁目地内	32	2,510
加 納 玉 串 線	加納 4 丁目地内	玉串町東 3 丁目地内	32	5,230
東 大 阪 中 央 線	新庄 3 丁目地内	横枕地内	30	1,560
若 江 東 線	若江東町 6 丁目地内	若江東町 6 丁目地内	36	410
足 代 荒 川 線	足代南 1 丁目地内	荒川 1 丁目地内	30	810
布 施 駅 前 線	長堂 1 丁目地内	岸田堂南町地内	30	1,190
德 庵 稲 田 線	德庵本町地内	稲田三島町地内	27	1,070
高 井 田 長 堂 線	高井田西 5 丁目地内	長堂 1 丁目地内	25	1,610
寿 洪 川 線	寿町 3 丁目地内	洪川町 3 丁目地内	25	1,100
大 阪 枚 岡 線	荒本西 1 丁目地内	新町地内	25	3,290
長 田 西 線	長田西 6 丁目地内	長田西 4 丁目地内	25	340
川 田 石 切 線	川田 4 丁目地内	中石切町 6 丁目地内	27	930
小 阪 稲 田 線	稲田上町 1 丁目地内	小阪 1 丁目地内	18	3,210
鴻 池 本 庄 線	西鴻池町 1 丁目地内	本庄西 2 丁目地内	20	1,530
大 阪 外 環 状 線	善根寺町 4 丁目地内	横小路町 5 丁目地内	20	6,490
太 平 寺 上 小 阪 線	太平寺 2 丁目地内	若江西新町 4 丁目地内	18	2,740
洪 川 友 井 線	洪川町 3 丁目地内	金物町地内	18	3,170
新 庄 西 線	本庄西 3 丁目地内	新庄西地内	20	600
加 納 水 走 線	加納 4 丁目地内	水走 3 丁目地内	18	1,650
大 阪 八 尾 線	岸田堂西 2 丁目地内	長瀬町 3 丁目地内	16	1,030
高 井 田 荒 川 線	高井田本通 6 丁目地内	荒川 2 丁目地内	16	2,280
小 阪 駅 前 線	小阪本町 1 丁目地内	小阪本町 2 丁目地内	16	770
長 田 中 線	長田中 3 丁目地内	長田中 2 丁目地内	16	330
御 厨 南 上 小 阪 線	御厨中 2 丁目地内	南上小阪地内	16	2,740
南 上 小 阪 線	南上小阪地内	南上小阪地内	16	390
衣 摺 大 蓮 南 線	衣摺 4 丁目地内	大蓮南 4 丁目地内	16	680
荒 本 北 線	荒本北 1 丁目地内	荒本北 1 丁目地内	16	550
八 尾 枚 方 線	岩田町 1 丁目地内	岩田町 2 丁目地内	16	350
菱 江 花 園 線	島之内 1 丁目地内	花園西町 1 丁目地内	16	1,920
荒 川 六 万 寺 線	荒川 2 丁目地内	下六万寺町 3 丁目地内	16	6,700
新 庄 荒 本 北 線	新庄南地内	荒本北 2 丁目地内	20	1,030
花 園 駅 前 線	菱屋東 1 丁目地内	稲葉 3 丁目地内	16	220
菱 江 吉 田 線	菱江 3 丁目地内	島之内 2 丁目地内	16	1,220
川 俣 横 枕 線	川俣 3 丁目地内	本庄中 1 丁目地内	20	2,570
鴻 池 駅 前 線	鴻池本町地内	西鴻池町 1 丁目地内	12	170
足 代 金 岡 線	足代 2 丁目地内	金岡 1 丁目地内	15	3,330
大 阪 瓢 箆 山 線	大今里南 6 丁目地内	神田町地内	15	7,330
俊 徳 道 駅 前 線	荒川 2 丁目地内	永和 1 丁目地内	13	110
宮 前 線	東山町地内	東山町地内	12	90
花 園 駅 前 東 西 線	稲葉 3 丁目地内	稲葉 3 丁目地内	13	60

若 宮 東 西 線	西石切町1丁目地内	東石切町2丁目地内	12	770
東 花 園 枚 岡 神 社 線	吉田6丁目地内	出雲井町地内	12	2,550
枚 岡 駅 前 線	東豊浦町地内	東豊浦町地内	12	230
永 和 駅 前 線	高井田元町2丁目地内	高井田元町2丁目地内	11	480
小 阪 駅 前 東 西 線	小阪本町1丁目地内	小阪本町1丁目地内	11	150
柏 田 長 瀬 線	渋川町1丁目地内	吉松1丁目地内	11	1,340
北 山 麓 線	布市町4丁目地内	東豊浦町地内	8	4,190
南 山 麓 線	東豊浦町地内	横小路町1丁目地内	8	3,010
若 江 稲 田 線	荒本北3丁目地内	荒本北1丁目地内	23	600
大阪外環状線附属街路東側1号線	永和1丁目地内	永和1丁目地内	8	80
大阪外環状線附属街路東側2号線	俊徳町1丁目地内	俊徳町1丁目地内	8	40
大阪外環状線附属街路東側3号線	俊徳町1丁目地内	長瀬町3丁目地内	8	900
大阪外環状線附属街路西側1号線	俊徳町1丁目地内	俊徳町1丁目地内	8	70
大阪外環状線附属街路西側2号線	俊徳町1丁目地内	寿町1丁目地内	8	750
大阪外環状線附属街路西側3号線	寿町1丁目地内	寿町1丁目地内	8	60
大阪外環状線附属街路西側4号線	柏田西1丁目地内	柏田西2丁目地内	6	40
奈良線附属街路南側1号線	瓜生堂1丁目地内	岩田町4丁目地内	6	770
奈良線附属街路南側2号線	岩田町1丁目地内	吉田1丁目地内	6	890
奈良線附属街路南側3号線	岩田町4丁目地内	岩田町4丁目地内	8	150
奈良線附属街路北側1号線	吉田1丁目地内	吉田6丁目地内	6	480
奈良線附属街路北側2号線	吉田6丁目地内	吉田6丁目地内	6	100
大阪モノレール専用道	北鴻池町地内	若江西新町地内	8	5,040

(2) 都市計画事業決定街路（市施行）

（令和6年4月1日現在）

街 路 名 称	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)	事 業 年 度
足 代 荒 川 線	足代南一丁目	足代南二丁目	30	440	S24～R9
小 阪 稲 田 線	小阪一丁目	御厨栄町二丁目	18	592	S48～R8
高 井 田 長 堂 線	長堂一丁目	長堂一丁目	25	215	H 9～R6
永和駅前交通広場	高井田元町一丁目、長栄寺、荒川三丁目、永和一丁目地内		4,100 m ²	—	H20～R7
若 江 稲 田 線	荒本北3丁目地内	荒本北1丁目地内	23	600	R2～R10
大阪モノレール鴻池新田駅前交通広場	西鴻池町一丁目、西鴻池町二丁目地内		2,000 m ²	—	R2～R10
瓜生堂駅前交通広場	瓜生堂一丁目、瓜生堂三丁目地内		5,600 m ²	—	R2～R10
新庄荒本北線	荒本北二丁目地内		5～27	282	R4～R10

(3) 都市計画事業決定街路（府施行）

（令和6年4月1日現在）

街 路 名 称	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)	事 業 年 度
大 阪 瓢 箆 山 線	吉田六丁目	若草町	16	932	H28～R9
奈 良 線 附 属 街 路 南 側 1 号	瓜生堂一丁目	岩田町四丁目	6	750	H 4～R6
大 阪 モ ノ レ ー ル 専 用 道	北鴻池町地内	若江西新町一丁目地内	7.57～45.5	5,036	R2～R10
大 阪 中 央 環 状 線	北鴻池町地内	若江西新町一丁目地内	19.5～120	4,100	R2～R10

6. 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保の三者を一体的、総合的にを行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするものであり、

- イ) 幹線街路、駅前広場及び駅周辺地区等の整備
- ロ) 既成市街地内に良好な住宅の供給と地区内の住環境の改善
- ハ) 商店街の近代化
- ニ) 公益施設の整備

等、都市機能の形成を配慮した市街地整備を促進する。

《布施駅北口第1地区第一種市街地再開発事業》

施 行 者	布施駅北口第1地区市街地再開発組合
区 域	東大阪市長堂1丁目84～94番地
区 域 面 積	10,980.47 m ²
権 利 者 数	113名
施設建築物の概要	
敷地面積	7,968.94 m ²
建築面積	6,587.37 m ²
延床面積	67,095.91 m ²
階 数	地下2階 地上18階
各階用途	地下2階 駐車場 約319台 地上タワーパーキング3基 150台 地下1階～地上5階 商業 業務施設 地上6階～地上18階 住宅施設 約241戸
準備組合の結成	昭和51年9月
都市計画決定	昭和57年12月10日
組合設立認可	昭和62年11月19日
権利変換計画認可	平成2年3月16日
権利変換期日	平成2年3月28日
都市計画変更決定告示	平成3年8月9日
事業計画変更認可	平成4年4月14日
権利変換計画の変更認可	平成4年11月6日
施設建築物工事完了	平成8年2月23日
組合解散認可	平成9年9月26日
事業年度	昭和62年度～平成9年度

《布施駅北口第2地区優良建築物等整備事業》

施 行 者	民間事業者
区 域	東大阪市長堂1丁目62～63番地
区域面積	854.25 m ²
権利者数	12名
施設建築物の概要	
用 途	地上1階～地上2階 店舗・業務施設 地上3階～地上9階 住宅施設
構造規模	SRC造 地上9階
敷地面積	388.41 m ²
建築面積	309.84 m ²
延床面積	2,072.43 m ²
容 積 率	498.98%
事業年度	平成6年度～平成10年8月末（竣工）

《若江岩田駅前地区第一種市街地再開発事業》

施 行 者	若江岩田駅前地区市街地再開発組合
区 域	東大阪市岩田町1丁目及び4丁目
区域面積	16,433.67 m ²

権利者数	118 名
施設建築物の概要	
敷地面積	10,933.81 m ²
建築面積	8,286.24 m ²
延床面積	62,282.51 m ²
建ぺい率	75.78%
容 積 率	447.45%
階数・用途	施設棟 地下 1 階：施設用自転車駐車場 1～2 階：店舗・飲食 3・5・6 階：公益施設 2～5 階、屋上部分：自動車駐車場（306 台） 住宅棟 地下 1 階：住宅用・業務用自転車駐車場 1 階：業務施設 2 階：クリニック 3～29 階：住宅（305 戸）・集会室
準備組合の結成	平成 2 年 12 月 8 日
都市計画決定告示	平成 6 年 3 月 16 日 市街地再開発事業の決定（府） 用途地域の変更（府） 防火・準防火地域の変更（市） 高度利用地区の変更（市）
施行地区の公告	平成 7 年 8 月 25 日～平成 7 年 9 月 7 日
組合設立認可	平成 8 年 3 月 6 日
権利変換計画認可	平成 9 年 2 月 20 日
権利変換期日	平成 9 年 3 月 13 日
事業計画変更認可	平成 11 年 9 月 24 日
権利変換計画の変更認可	平成 13 年 9 月 25 日
事業計画変更認可	平成 14 年 3 月 29 日
施設建築物工事完了	平成 15 年 3 月 31 日
事業計画変更認可	平成 16 年 3 月 29 日
事業計画変更認可	平成 18 年 3 月 28 日
組合解散認可	平成 18 年 9 月 29 日
事業年度	平成 7 年度～平成 18 年度

《河内花園駅前地区第一種市街地再開発事業》

施 行 者	河内花園駅前地区市街地再開発組合
区 域	東大阪市吉田 1 丁目及び稲葉 3 丁目
区域面積	13,298.19 m ²
公共施設面積	9,196.30 m ² （駅前交通広場・大阪瓢箪山線・区画道路・花園駅前東西線）
権利者数	120 名
施設建築物の計画概要	
敷地面積	4,101.89 m ²
建築面積	3,187.71 m ²
延床面積	18,460.89 m ²
建ぺい率	77.71%
容積率	358.89%
階数・用途	地下 1 階～地上 13 階 地下 1 階：施設用自動車駐車場 1 階：店舗・飲食 自転車駐車場 2 階：クリニック、業務施設 住宅用自動車駐車場 3～13 階：住宅（121 戸）、集会室

準備組合の結成	平成 12 年 3 月 26 日
特定業務代行者決定	平成 14 年 5 月 26 日
都市計画決定告示	平成 15 年 4 月 1 日
	市街地再開発事業決定(市)
	地区計画決定(市)
	都市計画道路の変更(府・市)
	用途地域の変更(府)
	防火・準防火地域の変更(市)
再開発組合設立認可	平成 16 年 4 月 6 日
権利変換計画認可	平成 17 年 6 月 28 日
権利変換期日	平成 17 年 7 月 29 日
事業計画変更認可	平成 17 年 12 月 6 日
権利変換計画変更認可	平成 18 年 3 月 10 日
事業計画変更認可	平成 18 年 3 月 10 日
建築確認申請認可	平成 18 年 4 月 12 日
施設建築物工事着工	平成 18 年 4 月 14 日
公共施設整備工事着工	平成 19 年 8 月 7 日
施設建築物工事完了	平成 20 年 1 月 31 日
公共施設整備工事完了	平成 20 年 3 月 31 日
再開発組合解散認可	平成 20 年 8 月 28 日
事業年度	平成 16 年度～平成 20 年度

7. 都市計画駐車場

都市計画駐車場とは、交通が著しくふくそうする地区などにおいて、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保することを目的として道路の路面外に設置される、自動車または自転車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものである。

自動車駐車場は道路と一体となって円滑な自動車交通を支える大切な施設である。商業・業務機能が集積し、自動車交通が集中して混雑する都市の中心地や交通結節点である駅の周辺などの路上駐車を排除し、待機車両による周辺の混雑を解消するため、自動車駐車場の整備が求められている。

また、エネルギー消費が少なく環境にやさしい交通手段である自転車は、通勤・通学時の鉄道駅までの利用や買い物など近距離の移動に適していることから市内で数多く利用されている。しかしながら、放置自転車が歩行者の通行の妨げになるなどの課題が生じており、特に利用者の多い鉄道駅や商業施設の周辺において利用しやすく十分な大きさの自転車駐車場を整備することが求められている。

これらのことから東大阪市においては都市計画駐車施設として、JR 鴻池新田駅前に自転車駐車場を平成 6 年 12 月 1 日より供用し、布施駅周辺に平成 3 年 8 月 9 日に都市計画自転車及び自動車駐車場の都市計画決定を行い、同駅北口交通広場地下駐車施設を本市で初めて設立した第三セクターである東大阪市駐車場整備株式会社（現 東大阪再開発株式会社）が整備を行い、平成 8 年 3 月 1 日より施設の供用を開始している。

(1) 自動車駐車場（都市計画）

駐 車 場 名	面 積	構 造	収 容 台 数
近鉄布施駅北口	約 3,600 m ²	RC 造、地下 2・3 階	約 170 台
近鉄布施駅南口	約 5,100 m ²	RC 造、地下 2・3 階	約 260 台

(2) 近鉄布施駅北口交通広場地下駐車施設概要

- ① 場 所 東大阪市長堂 1 丁目地内（布施駅北口交通広場区域内）
- ② 敷地面積 約 3,600 m²
- ③ 構造・階数・収容台数
 - 地下 1 階－自転車駐車場（2,400 台）
 - 地下 2・3 階－自動車駐車場（170 台）
- ④ その他の施設（大阪府施設）
 - 地下 4 階－雨水流域調節池（12,000 m²）

(3) 自転車駐車場（都市計画）

駐 車 場 名	面 積	構 造	収 容 台 数
J R 鴻 池 新 田	約 1,500 m ²	RC 造、地下 1 階	約 1,370 台
近鉄布施駅北口	約 3,600 m ²	RC 造、地下 1 階	約 2,400 台
近鉄布施駅南口	約 3,400 m ²	RC 造、地下 1 階	約 2,330 台

8. 区画整理

土地区画整理事業は、未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするため、施行地域内の土地について、道路、公園や広場等の公共施設の整備と同時に個々の宅地の区画形状を整える総合的な街づくりの手法として広く用いられている。

本市においても街づくり手法として多くの区画整理事業を推進してきたが、今後も市民の理解を得ながら東大阪市の街づくりを進めていきたい。

東大阪土地区画整理事業施行状況

地 区 名	施 行 者	面 積 (ha)	事業費 (千円)	施行年度
布 施 第 1	組 合	6.1	30	S12～S14
西 部	市	115.0	3,137,712	S40～S48
東 大 阪 開 発	府	220.2	6,500,000	S41～S48
中 部	市	392.7	36,025,486	S47～H6
足 代 北	〃	8.0	12,457	S23～S30
上 小 阪 本 町	〃	5.6		
小 阪 駅 前	組 合	33.4	4,904	S14～S35
小 阪 第 1	〃	5.3	32	S11～S19
上 小 阪	〃	17.5	200	S12～S16
長 瀬 駅 前	〃	1.6	793	S25～S28
岸 田 堂	〃	23.7	94,284	S35～S40
弥 刀 第 1	〃	12.8	120	S13～S23
友 井	個 人	7.3	109,058	S41～S43
吉 田 新 家	組 合	22.2	288,410	S41～S44
上六万寺町・上四条町	個 人	1.6	589,387	H19～H21

9. 公園

本市は金剛生駒紀泉国定公園の一部を有する市街地であるが、著しい宅地造成等により自然破壊の一途をたどっている現況の中で、市民が健康で文化的な生活が営めるよう質的にも系統的に配置された公園緑地の整備を進めている。

令和6年4月1日現在においては、都市計画公園 152 カ所計画決定し、そのうち開設公園 113 カ所（緑地を含む）、その他の都市公園として 148 カ所、児童遊園が 68 カ所あり、市民 1 人当たり公園面積 3.08 ㎡（生駒山自然公園を含まず）となっている。

(1) 開設公園、緑地及び児童遊園等の状況

（令和6年4月1日現在）

区 分	都市計画公園		その他の公園	
	数	面積(ha)	数	面積(ha)
街 区 公 園	90	19.24		
近 隣 公 園	14	20.85		
地 区 公 園	3	11.70		
総 合 公 園	1	27.48		
緑 地	4	9.19		
※大 阪 府 営 公 園	1	48.4		
そ の 他 の 都 市 公 園			148	4.33
児 童 遊 園			68	5.97
計	113	136.86	216	10.25

※ 府営久宝寺緑地は一部（東大阪域分 4.6ha）のため面積は含めるが、数は含まず。（生駒山自然公園を含まず）

(2) 公園の占用料及び使用料

（令和6年4月1日現在）

占用物件等		単位	占用料及び使用料
公園施設の設置		1 平方メートルにつき 1 年	2,000 円
公園施設の管理		1 平方メートルにつき 1 年	4,000 円
法第 7 条第 1 項第 1 号に掲げるもの	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	2,500 円
	第 2 種電柱		3,800 円
	第 3 種電柱		5,100 円
	電柱の支線、支柱及び支線柱		190 円
	第 1 種電話柱	1 本につき 1 年	2,200 円
	第 2 種電話柱		3,500 円
	第 3 種電話柱		4,900 円
	電話柱の支線、支柱及び支線柱		190 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	19 円
	地下に設ける電線その他の線類		11 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,700 円
法第 7 条第 1 項第 2 号に掲げるもの	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	78 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		110 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		170 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		220 円

	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		330 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		450 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		780 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1,100 円
	外径が 1 メートル以上のもの		2,200 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100 円
法第 7 条第 1 項第 3 号に掲げるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200 円（施設の一部が地上に露出する場合にあっては、当該露出部分については 4,000 円）
法第 7 条第 1 項第 4 号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個につき 1 年	1,600 円
	公衆電話所		3,700 円
法第 7 条第 1 項第 5 号に掲げるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	370 円
政令 12 条第 2 項第 1 号に掲げるもの		1 本につき 1 年	3,000 円
政令第 12 条第 2 項第 1 号の 2 及び第 1 号の 3 に掲げるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,700 円。ただし、地下に設けるものについては、1,100 円（施設の一部が地上に露出する場合にあっては、当該露出部分については 3,700 円）
政令第 12 条第 2 項第 12 号から第 2 号の 3 までに掲げるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100 円（施設の一部が地上に露出する場合にあっては、当該露出部分については、3,700 円）
政令第 12 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,700 円
政令第 12 条第 2 項第 7 号から第 9 号までに掲げるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	370 円
法第 7 号第 2 項に規定するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,700 円
露店営業その他これに類する行為		1 平方メートルにつき 1 日	40 円
写真の撮影会その他これに類する行為		1 場所につき 1 時間	500 円
映画の映写会その他これに類する行為		1 場所につき 2 時間	1,500 円
競技会、展示会、博覧会その他これに類する行為	仮設物を設けた部分	1 件につき 1 日	1,500 円
	仮設物を設けない部分	1 平方メートルにつき 1 日	10 円

備考

1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 第 1 種電柱 電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。次号及び第 3 号において同じ。）を支持するもの

(2) 第 2 種電柱 電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するもの

(3) 第 3 種電柱 電柱のうち 6 条以上の電線を支持するもの

(4) 第1種電話柱 電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。次号及び第6号において同じ。）を支持するもの

(5) 第2種電話柱 電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するもの

(6) 第3種電話柱 電話柱のうち6条以上の電線を支持するもの

(7) 共架電線 電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線

2 コンクリート巻管路については、基礎コンクリート幅で算定する。

3 入場料その他これに類するものを徴収する場合は、この表に掲げるそれぞれの金額の5割に相当する額を加算する。

4 占用料又は使用料の額が、年を単位として定められているもので、占用期間又は使用期間が1年未満の場合又はこれらの期間に1年未満の端数がある場合は月割計算によるものとし、1年未満の端数は1月として計算する。

5 占用料又は使用料の額が、月を単位として定められているもので、占用期間又は使用期間が1月未満の場合又はこれらの期間に1月未満の端数がある場合は1月として、日を単位として定められているもので、占用期間又は使用期間が1日未満の場合又はこれらの期間に1日未満の端数がある場合は1日として計算する。

6 占用期間又は使用期間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。

7 占用期間が1月未満の場合における占用料の額は、占用料及び使用料の欄に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を加算して得た額とする。

8 占用料又は使用料の額が、メートル又は平方メートルを単位として定められているもので、延長若しくは面積が0.01メートル若しくは0.01平方メートル未満の場合又は0.01メートル若しくは0.01平方メートル未満の端数がある場合は、その全長若しくは全面積又はその端数の延長若しくは面積を切り捨てて計算する。

9 占用料又は使用料の納入額がある場合であって、1件の占用料又は使用料の納入額（備考7の規定により加算した額を含む。）が100円未満のときは100円とし、100円を超えるもので10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。

(3) 花園中央公園

・本公園は本市のほぼ中央部に位置し、本市唯一の総合公園として市民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供することを目的として、昭和38年1月に計画決定（面積36.3ha）し、昭和61年度より公園造成事業に着手しており、令和6年4月1日現在、27.48haを開設している。

・買収状況

計画決定区域のうち事業認可区域（33.7ha）については、昭和41年度より用地確保に努めており、その進捗率は計画決定区域に対し92.8%（先行取得及び治水事業を含む）となっている。

・仮使用状況

土地の一時使用としては、現在地元住民の強い要望でゲートボール、ちびっ子広場等に提供している。

・治水機能の導入

市域の大半が降った雨をポンプ等により強制的に河川へ排水しなければならない「内水域」であり、これまでも度々浸水被害が発生している。このため治水環境整備は東大阪地域の重要な課題となっている。そこで当公園に治水機能の導入を図ることにより、治水環境の整備と公園整備のおくれをできるだけ早く促進させるという地域課題の解消にこたえとともに、公共投資を効果的に行い事業推進が図れるものと考えられる。このような考えを踏まえ、限られた都市空間の有効な利用を図る目的で導入した。

平成7年度から整備工事が着手され、平成13年度末完成した。多目的遊水池の治水事業が完成したことにより、多目的遊水池内に公園事業として、多目的芝生広場や多目的球技広場、野球場、親水池などの公園施設の整備を行い、平成18年度までに完成し、供用している。

・公募設置管理制度の導入

令和2年度からは、都市公園における民間資金を活用した新たな整備手法として公募設置管理制度（Park-PFI、略称P-PFI）を導入した。

(4) 公園環境協会

設立年月日	昭和 47 年 5 月 1 日
名 称	公益財団法人東大阪市公園環境協会
目 的	この法人は、東大阪市の緑化推進及び公園、緑地、街路樹等の保全と利用促進する事業を通して、市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援を行うとともに、東大阪市におけるし尿収集運搬事業等の公共公益性を確保し、能率的かつ総合的な運営を推進することにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
事 業	1) 市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援事業 2) 公園、緑地、街路樹等の保全と利用促進に関する事業 3) し尿収集運搬及び関連事業 4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役 職 員 数	役員 2 名 職員 30 名
市 出 資 金	100 万円

10. 緑化対策

緑豊かな潤いのある住みよいまちづくりを推進するため、生駒山系の保全、自然と触れ合える環境づくり、緑地の保全など自然の持つさまざまな機能に配慮しながら、自然と触れ合える環境づくりに努めるとともに、公共施設等の緑化、事業所等の緑化、住宅地の緑化、主要幹線道路を中心とした緑のネットワークの形成に努める。

これからは都市緑化の緊急性、重要性がますます増大してくる中で都市緑化を総合的に推進していくために、市民の緑化活動、意識啓発の推進と潤いと安らぎのあるまちづくりに取り組んでいる。

(みどり基金)

本市における緑化の推進及び緑の保全を図るため「東大阪市みどり基金」を昭和60年4月1日に設置した。これは市民の方々からの寄附金と市の出資金によって積立られ、その運用益（銀行利子等）で緑化事業を推進し、市街地の緑をふやしていこうというものである。

(保存樹、保存樹林)

今日、都市開発が進む中で緑のオープンスペースが減少してきている。このため都市の健全な環境の維持及び向上を図るため、市内に点在する景観木、景観林を保存樹、保存樹林として指定している。

(民有地緑化助成制度)

緑をふやし、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めていこうと緑化助成規則を定め、民有地の植樹に対して費用の一部補助を行っている。

・ 助 成 対 象

事業所、長屋、共同住宅等 道路との境界線から3メートル以内であり、道路と樹木の間に遮蔽物がある場合は、樹高が当該遮蔽物の高さの2倍以上で植樹を行う場合。

一戸建ての住宅 道路に接する部分が3メートル以上、かつ、高さが1メートル以上であって、延長1メートルにつき樹木が3本程度の密度を有する生け垣を設ける場合、または、樹高が2.5メートル以上の樹木を含み、かつ、道路と樹木の間に遮蔽物がある場合は全ての樹木の樹高が当該遮蔽物の高さの2倍以上の植樹を、道路との境界線から3メートル以内に行う場合。

・ 助 成 額

事業所、長屋、共同住宅等 1件につき100,000円以上の植樹に要する費用の3分の1の額、ただし500,000円を超えるときは500,000円

一戸建ての住宅 1件につき10,000円以上の植樹に要する費用の2分の1の額、ただし200,000円を超えるときは200,000円

※ 申請は着手前にし、助成を受け植栽した樹木は5年間変更できない。

・ 実 績 (令和5年度) 助成件数 9件 植樹本数 118本

(風致地区内における行為の許可申請)

風致地区は、都市計画法に基づき都市の風致を維持するために定められた地区である。

枚岡風致地区内（東豊浦町・出雲井町・山手町）において建築物の新築等、風致に影響を及ぼす行為を行う場合は、東大阪市長の許可を受ける必要がある。

(建築物敷地の緑化義務の届出)

1,000㎡以上の敷地で建築物の新築・増築・改築の行為を行う場合は大阪府自然環境保全条例に基づき市長への届出が必要である。

500㎡以上から1,000㎡未満の敷地で建築物の新築の行為を行う場合は東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例に基づき市長への届出が必要である。

11. 野球、庭球場等

種 類	名 称	所 在 地	施 設・内 容	単 位 使 用 料
野 球 場	金岡公園野球場	大 蓮 東 1 丁 目	野球場 (1 面) 9,100 m ²	1 時間 軟 式 1,000 円
	花園中央公園野球場	松 原 南 1 丁 目	〃 12,780 m ²	1 時間 硬軟式 3,000 円
	布施公園 〃	森河内東 1 丁 目	〃 8,065 m ²	1 時間 軟 式 1,000 円
	本庄南公園 〃	本 庄 中 1 丁 目	〃 6,500 m ²	〃
	吉原公園 〃	吉 原 2 丁 目	〃 8,000 m ²	〃
	菱屋東公園 〃	七 軒 家	〃 (男子は小学生のみ) 2,375 m ²	〃
庭 球 場	三ノ瀬公園庭球場	三 ノ 瀬 1 丁 目	庭球場 (3 面) 2,200 m ²	1 時間 軟 式 500 円
	中部緑地 〃	中 新 開 2 丁 目	〃 (9 面) 6,680 m ²	1 時間 土日祝 1,500 円 硬軟式 平 日 1,000 円 照明料 800 円
	金岡公園 〃	金 岡 1 丁 目	〃 (2 面) 1,455 m ²	1 時間 硬軟式 500 円
	荒本西公園 〃	荒 本 西 2 丁 目	〃 (2 面) 1,430 m ²	1 時間 硬軟式 500 円
多目的 球技広場	花園中央公園 多目的球技広場	吉 田 7 丁 目	多目的球技広場 (1 面) 13,500 m ²	専用使用 全面 1 時間 ラグビーフット ボール、サッカー、 陸上競技 6,500 円 トラック 1 時間 3,000 円
				個人使用 1 人 1 回 200 円

○ 水走ルーフテニスコート

市民の健康増進と体位向上の願いから、昭和 55 年 4 月東大阪市水道局が生駒山系を仰ぎ見る東大阪市水走の水走配水場内にある階層式配水池の屋上にテニスコート 6 面を開設した。コート 6 面はすべて全天候型の砂入り人工芝で、管理運営については（公財）東大阪市公園環境協会が行っている。

設置場所 水走 1 丁目 14 番 19 号（水走配水場内）

規 模 全天候型砂入り人工芝（公式規格 23.77m×10.97m）6 面

男女ロッカールーム、談話室（待合室）、駐車場

管理運営 （公財）東大阪市公園環境協会

使用料 1. 利用時間 午前 10 時～午後 9 時まで
(但し、土・日・祝日は午前 9 時～午後 9 時まで)

ナイター時間	1 月・2 月・10 月・11 月・12 月	午後 5 時～9 時
	3 月・4 月・5 月・9 月	午後 6 時～9 時
	6 月・7 月・8 月	午後 7 時～9 時

2. 使用料金

1 面 1 時間	平 日	1,000 円
	土 ・ 日 ・ 祝 日	2,000 円

※ ナイター利用は別途 1 時間 1 面 800 円が必要です。

12. 建築指導

(1) 確認申請取扱状況（当該年度末集計）

年 度	第 1 号建築物	第 2 号建築物	第 3 号建築物	第 4 号建築物	昇降機等	工 作 物	合 計
令和 3 年度	170	278	190	1098	81	11	1,828
令和 4 年度	211	324	187	823	105	20	1,670
令和 5 年度	219	312	151	760	97	20	1,559

(2) 中間検査実施状況（当該年度末集計）

年 度	対 象 件 数		実 施 件 数		合格証交付件数	
	基礎の工程	建方等の工程	基礎の工程	建方等の工程	基礎の工程	建方等の工程
令和 3 年度	361	1,349	361	1,349	361	1,349
令和 4 年度	468	1,185	468	1,185	468	1,185
令和 5 年度	458	1,037	458	1,037	458	1,037

(3) 検査済証発行状況（当該年度末集計）

年 度	第 1 号建築物	第 2 号建築物	第 3 号建築物	第 4 号建築物	昇降機等	工作物	合 計
令和 3 年度	84	214	105	918	84	11	1,416
令和 4 年度	129	252	109	663	98	12	1,263
令和 5 年度	117	202	81	527	90	15	1,032

* 確認件数には計画変更も含む

* 第 1 号～第 4 号建築物とは建築基準法第 6 条第 1 項に示す下記の建築物

第 1 号建築物：劇場、映画館、病院、共同住宅、店舗、倉庫など

第 2 号建築物：木造の建築物で 3 階以上のもの

第 3 号建築物：木造以外の建築物で 2 階以上又は延べ面積が 200 ㎡以上のもの

第 4 号建築物：上記以外のもの

(4) 違反建築物摘発状況（当該年度末集計）

年 度	摘発件数	違 反 内 容 （ 条 項 別 ）						
		確認申請 手続違反 (法 6 条)	道 路 (法 44 条)	用途地域 (法 48 条)	容 積 率 (法 52 条)	建ぺい率 (法 53 条)	そ の 他	計
令和 3 年度	29	12	8	0	1	5	20	46
令和 4 年度	33	11	7	2	0	3	34	57
令和 5 年度	55	12	6	1	1	1	80	101

(5) 違反建築物用途別状況（当該年度末集計）

年 度	工 場	共同・長屋住宅	専 用 住 宅	倉庫・その他	計
令和 3 年度	6	1	17	5	29
令和 4 年度	3	5	6	19	33
令和 5 年度	4	4	35	12	55

13. ラブホテルの建築

従前の建築を禁止している区域は、住居系地域と風致地区に限定していたため、規制区域外でラブホテルの建築が相次ぎ、周辺の人たちからラブホテル規制の声が盛り上がり、条例を全面改正（昭和 60 年 7 月 6 日施行）した。

この条例では、全市域におけるラブホテル建築は禁止される。なおホテル等を建築するときは、届け出後ホテル等建築審議会に諮って市長がラブホテルかどうかを判定し、ラブホテルに該当しない旨の判定通知を受けた後でなければホテル等を建築することができないこととなっている。また既存のラブホテルの増改築についても「床面積をふやさないこと、外観、形態、意匠、色彩等をこれまでより素朴なものにする」と附則で制限している。

14. 既存民間建築物の耐震診断

○ 木造住宅耐震診断員派遣制度

「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月施行）以前に建築された民間の木造住宅について、耐震診断を促進するために市から耐震診断員を派遣する。

・ 対象となる建築物

（所在、所有） 市内にある民間の木造建築物

（建築の時期） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの（原則として建築確認通知書のあるもの）

※ただし、店舗等を兼ねる住宅については、床面積の 1/2 以上を住宅の用途に使用しているものに限る。

・ 対象となる用途、構造および費用

住宅（木造で在来の軸組工法に限る。）

① 対象建築物に自ら居住している、これから居住しようとしている又は使用しているもの

② 地上 3 階建以下のもの

③ 所有者負担額

〈戸建住宅〉

50 ㎡未満 延床面積に 1,100 円/㎡を乗じた額の 1/11(1,000 円未満を切り上げた額)

50～150 ㎡ 5,000 円

150 ㎡以上 55,000 円に延床面積が 50 ㎡ごとに 11,000 円加算した額から 50,000 円を差し引いた額

〈長屋・共同住宅〉 (1 戸あたり)

25 ㎡未満 延床面積に 1,100 円/㎡を乗じた額の 1/11

25～50 ㎡ 2,500 円

50 ㎡以上 27,500 円に延床面積が 25 ㎡ごとに 5,500 円加算した額の 1/11

○ 耐震診断補助制度

「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月施行）以前に建築された民間の建築物について耐震診断を積極的に進めていただくために、耐震診断にかかる費用の一部を補助する。

・ 対象となる建築物

（所在、所有） 市内にある民間の建築物

（建築の時期） 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの（原則として建築確認通知書のあるもの）

・ 対象となる用途、構造および補助内容

① 住宅

補助対象建築物に現に居住しているもの又は、これから居住しようとしている戸建住宅、店舗等併用住宅、長屋、共同住宅。

※ただし、店舗等を兼ねる住宅については、床面積の 1/2 以上を住宅の用途に使用しているものに限る。

1. 木造住宅 補助金の額は耐震診断にかかった費用の 10/11 以内とし、一住戸当たり 50,000 円を限度額とする。

2. 非木造住宅 補助金の額は耐震診断にかかった費用の 1/2 以内とし、1 戸当たり 25,000 円、共同住宅等については 100 万円を限度額とする。

② 特定既存耐震不適格建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条に規定する建築物。

1. 多数の者が利用する建築物

2. 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物

3. 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

補助金の額は、耐震診断にかかった費用の 1/2 以内とし、1 件あたり 100 万円を限度額とする。

15. 木造住宅の耐震アドバイザー派遣

○ 耐震改修促進相談員派遣制度

「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、地震による倒壊等の被害から東大阪市民の安全・安心を確保し、木造住宅の耐震性における安全性を安心して相談できる環境を整備し東大阪市民の住宅の耐震対策を支援するために、市から耐震改修促進相談員を派遣する。

- ・ 対象となる建築物

耐震診断補助制度または木造住宅耐震診断員派遣制度に基づき、耐震診断を行った木造戸建住宅

〈派遣内容、費用〉

対象者の同意のもと、耐震改修に関する技術的助言を行う。

申請者負担はなし。

16. 木造住宅の耐震改修

○ 耐震改修設計・工事補助制度

「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、一定の要件を満たす木造住宅の耐震改修設計や工事に對し、耐震改修設計や工事の費用の一部を補助する。

- ・ 対象となる建築物

（所在、所有） 市内に建っている木造住宅（一戸建て住宅、長屋住宅、共同住宅又は兼用住宅）。

※ただし、店舗等を兼ねる住宅については、床面積の1/2以上を住宅の用途に使用しているものに限る。

（建築の時期） 昭和56年5月31日以前に原則として建築確認を受けて建てられた地上2階以下のもの。

（補助対象者） 補助対象建築物に現に居住している、これから居住しようとしている又は使用しているもの

住宅部分が道路突出等の防災上の支障となっていないもの

原則、当該補助金の交付を受けていないもの及び取消しを受けていないもの。

固定資産税及び都市計画税を滞納していないもの。（耐震改修工事補助のみ）

所有者の課税所得金額が5,070,000円未満のもの。

- ・ 対象となる設計、工事および補助内容

（耐震改修設計） ①耐震診断結果の数値が1.0未満のものを、耐震改修工事後の全体の数値を1.0以上まで高めるための設計。

②耐震診断結果の数値が1.0未満のものを、耐震改修工事後の一階部分の数値を1.0以上まで高めるための設計。

③耐震診断結果の数値が0.7未満のものを、耐震改修工事後の数値を0.7以上まで高めるための設計。

④耐震診断結果の限界耐力計算による最大応答変形角が1/15を超えまたはそれに相当し、構法のいかににかかわらず倒壊のおそれがあると判定したものにおいて、倒壊をまぬがれるよう、最大応答変形角が1/15以下となるまで耐震性を高めるための設計。

〈補助内容〉

耐震改修設計に要する費用（耐震診断費用及び工事監理費を除く。）の10分の7とし、一戸（長屋及び共同住宅にあつては、一棟を一戸とみなす。）当たり100,000円を限度とする。

（耐震改修工事） 耐震改修設計に基づいて行う工事

〈補助内容〉

標準改修工事（建物全体の評点1.0以上）の場合

1,000,000円と耐震改修工事に要した一戸当たりの費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。）の10分の8のいずれか低い額から耐震改修設計補助額を引いた額とする。

簡易改修工事（建物全体の評点0.7以上又は1階部分のみ評点1.0以上）の場合

耐震改修工事補助における補助金額は、次の各号に掲げる額の合計額と耐震改修工事に要した1戸当たりの費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む）のいずれか低い額とする。

①工事補助金額は、次のアからイに掲げるものとする。

ア当該建築物の所有者が自ら居住する場合（長屋又は共同住宅においては当該住戸。）は、耐震改修工事に要した一戸当たりの費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む）と400,000円（市内事業者（本市に法人市民税を納付する建設業許可事業者）の場合は、500,000円）のいずれか低い額。

イ当該建築物の所有者が自ら居住しない場合は、耐震改修工事に要した一戸当たりの費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む）の3分の1と400,000円（市内事業者の場合は、500,000

円)のいずれか低い額。

②工事監理補助金額は、次のアからイに掲げるものとする。

ア当該建築物の所有者が自ら居住する場合(長屋又は共同住宅においては当該住戸。)は、工事監理に要した一戸当たりの費用と100,000円のいずれか低い額。

イ当該建築物の所有者が自ら居住しない場合は、工事監理に要した一戸当たりの費用の3分の1と100,000円のいずれか低い額。

③低所得者(世帯の月額所得が、大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱第2条第2項に規定する金額以下の者)に加算できる補助金額は、200,000円とし当該建築物の所有者が自ら居住する場合(長屋又は共同住宅においては当該住戸。)とする。

④高齢者(自ら居住する60歳以上の所有者で本市に住民票がある者)に加算できる補助金額は100,000円とし当該建築物の所有者が自ら居住する場合(長屋又は共同住宅においては当該住戸。)とする。

(シェルター等設置工事)

一部の部屋の耐震性能を確保するもの(木造住宅の最下階で主として就寝の用に供する部屋を含み既設建物から独立して耐震性能を発揮するもの、かつ補強した部屋から屋外に避難できるものに限る)で市長が認めたものをいう。ただし、国土交通省又は財団法人日本建築防災協会及びその他公的機関(財団法人日本総合試験所、大学等の研究機関等)において性能等(地震発生時に居住している住宅の倒壊から自ら生命を守ることができる居住空間の安全性)が確認されているもの。

〈補助内容〉

シェルター等設置工事における補助金額は、次の各号に掲げる額の合計額とシェルター等設置工事に要した費用(必要となる補強費及び仕上げ等の費用を含む)のいずれか低い額とする。

(1) 工事補助金額は、次のアからウに掲げるものとする。

ア 当該建築物の所有者が自ら居住する場合(長屋又は共同住宅においては当該住戸。)は、400,000円。

イ 当該建築物の所有者が自ら居住せず、占有者(居住者)が申請する場合(長屋又は共同住宅においては当該住戸。)は、400,000円。

ウ ア、イ以外の場合は、シェルター等設置工事に要した費用(必要となる補強費及び仕上げ等の費用を含む)の3分の1と400,000円のいずれか低い額とする。

(2) 低所得者に加算できる補助金額は、200,000円とし当該建築物の所有者が自ら居住する場合(長屋又は共同住宅においては当該住戸。)とする。

(3) 高齢者に加算できる補助金額は、100,000円とし当該建築物の所有者が自ら居住する場合(長屋又は共同住宅においては当該住戸。)とする。

(耐震ベッド設置工事) 地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置で市長が認めるものを設置する工事をいう。

〈補助内容〉

耐震ベッド設置工事補助における補助金額は、耐震ベッド設置工事に要した費用の2分の1と300,000円のいずれか低い額とする。

17. 木造住宅の除却

○ 除却工事補助制度

一定の要件を満たす木造住宅の除却工事に対し、工事の費用の一部を補助する。

・対象となる建築物

〈所在、所有〉 ①木造住宅で地上階数が3以下のもの

②補助対象建築物に関する固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと

③次のアまたはイの結果により耐震性が不足している木造住宅

ア 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。

イ 誰でもできるわが家の耐震診断の結果、7点以下、「心配であり、早めに専門家にみてもらうべき」と診断されたもの

〈建築の時期〉 昭和56年5月31日以前に原則として建築確認を受けて建てられたもの。

〈補助対象者〉 申請者は補助対象建築物の所有者とし、次のアからウに該当するもの

ア 個人所有とする（共有または区分所有者等も含む）

イ 低所得者とする（所有者の属する世帯の月額所得が21万4千円以下であること）

ウ 資産（預貯金及び有価証券の総額）が1,000万円以下であること

・対象となる除却工事および補助内容

〈除却工事〉 耐震性が不足している木造住宅の全て（基礎を含む）を除却する工事
〈補助内容〉

①戸建て住宅については、除却工事に要する費用と400,000円のいずれか低い額とする。ただし、除却工事に要する費用は、7,000円/㎡以内とする。

②長屋、共同住宅については、除却工事に要する費用と1棟あたり1,000,000円のいずれか低い額とする。ただし、除却工事に要する費用は、7,000円/㎡以内とする

18. 吹付アスベスト等分析調査

○ 吹付アスベスト等分析調査補助制度

建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストに関する分析調査に対し、費用を一部補助する。

・対象となる建築物

〈所在、所有〉 ①本市に存する既存の民間建築物であること。

②吹付アスベスト等が施工されているおそれがある建築物であること。

③分析調査について、他の国費補助等を受けていないものとする。

④既に当該補助金の交付を受けていない建築物であること。

〈補助対象者〉 補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする

〈補助内容〉 調査機関での検査に要した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、250,000円を限度額とする。

19. 空き家対策

人口減少や高齢化の進展に伴い、全国的に空き家は増加傾向にある中、平成 27 年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本市においても平成 28 年度に「東大阪市空家等対策計画」を策定し、令和 3 年度には同計画の見直しを行い、当該計画に基づき、空き家の発生予防、空き家の適正管理の指導、及び空き家の利活用に対する支援を行っている。

○空き家の発生予防

空家対策課設置に伴い「空き家の総合窓口」のチラシを配布するとともに、空き家所有者及び今後実家等を所有する可能性のある方、自治会役員等を対象に空き家セミナーを実施することにより、窓口の PR 及び市民への意識啓発を行う。また、年 2 回の個別相談会を開催することで、管理不全な空き家の発生予防を図り、利活用・流通につなげる。

○管理不全な空き家所有者に対する指導等

近隣住民から寄せられる通報に基づき、空き家の所有者を特定し、空き家の適正管理に向けた助言・指導を行う。また、改善がなされない空き家については、東大阪市空家等対策協議会の意見を伺いながら、特定空家等の判定を行う。

○空き家の解体費補助

周囲に悪影響を及ぼしている特定空家等または不良住宅に該当する空き家を解体するための費用の一部を補助する。

〈対象となる空き家〉

特定空家等に判定されている、もしくは住宅地区改良法に規定する不良住宅に該当していること。

〈補助金額〉次の①～③で算定した額のうち、最も低い額を補助する。

① 解体に要する費用の業者見積額（税抜）×補助率（4/5）

② 解体する空き家の延床面積（㎡）×単価 12,000（円/㎡）

ただし、解体に必要な車両等の進入が困難と認められる場合は、解体する空き家の延床面積（㎡）×国土交通大臣の定める標準除却費（毎年変動）×補助率（4/5）を用いる。

③補助限度額 500,000 円/棟

ただし、申請者が個人であり、世帯の計算後の月収額の合計が 214,000 円以下かつ資産（預貯金及び有価証券の総額）が 10,000,000 円以下である場合、補助限度額を 1,000,000 円/棟とする。

○空き家の利活用支援

司法書士会、宅地建物取引業協会等の士業等と連携し、相続相談や賃貸・売却希望者への支援を行うとともに、大学や自治会等と連携し、地域における空き家の利活用を促進する。

20. 開発指導

都市計画法が改正され、昭和 45 年 6 月 20 日より施行されたが、これに伴い市街化区域、市街化調整区域が定められ、開発許可制度（都市計画法第 29 条）が設けられた。

市街化区域においては、500 ㎡以上の開発行為をする場合、市長の許可が必要であり、市街化調整区域においては原則として開発行為が禁止されており、特定の場合のみ許可される。

開発行為とは「主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」をいう。

○ 開発指導要綱

目 的

この要綱は、都市計画上かつ防災上無秩序な開発を防止し、優良な建築を推進することにより、健全な市街地の発展と良好な住環境の整備を図るために、開発事業を行う者又は建築事業を行う者（以下「事業者」という。）に対し、一定の基準に従い適切な指導を行うことにより良好な生活環境の形成を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（適用対象）

- この要綱は、次の各項の一に該当する事業について適用する。
 - 開発区域の面積が 500 平方メートル以上の開発行為による開発事業。
ただし、再開発型開発行為については適用しない。
 - 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を受けようとする開発事業
 - 共同住宅、小世帯向共同住宅及び長屋住宅で住戸数が 10 戸以上の建築事業
 - 中高層建築物の建築事業
 - 増築、改築又は移転等により、前 3 号及び 4 号の一に該当することとなる建築物の建築事業。
 - 盛土規制法の許可対象となる宅地造成又は特定盛土等を行う事業
- 開発行為の許可を受けた区域の道路を利用する場合で、その許可の完了公告の日から 6 ヶ月以内に行われるものは一つの開発区域とみなしてこの要綱を適用する。
- 道路の位置の指定を受けた区域の道路を利用する場合で、その指定の日から 2 年以内に行われるものは一つの開発区域とみなしてこの要綱を適用する。ただし、当該位置の指定を受けた道路の土地所有権を市に寄附した場合は、寄附の日から 1 年以内とする。

（1）開発許可申請

区 分		受付件数	受付面積	許可件数	許可面積	同意件数	同意面積
市 街 化 区 域	令和 3 年度	68	126,428	68	126,428	76	140,282
	令和 4 年度	54	79,233	54	79,233	57	80,069
	令和 5 年度	47	68,013	47	65,980	46	70,594
市 街 化 調 整 区 域	令和 3 年度	0	0	0	0	0	0
	令和 4 年度	0	0	0	0	0	0
	令和 5 年度	0	0	0	0	0	0

（2）開発指導要綱申請

区 分		受付件数(中高層)	受 付 面 積	協定書締結件数	締 結 面 積
市 街 化 区 域	令和 3 年度	150 (31)	149,858	155	175,570
	令和 4 年度	168 (43)	191,137	165	187,998
	令和 5 年度	139 (39)	125,587	135	124,434

21. 中高層建築物等指導

戸建住宅を除き、地盤面からの高さが、住居系地域にあつては10メートルを、その他の地域にあつては15メートルをそれぞれ超える建築物（ただし、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあつては軒の高さが7メートルを超えるものをいう）を建築しようとする場合、一定範囲の権利者に説明し協議するよう指導している。

22. 位置指定道路の業務

土地を建築物として利用するため、道路法、都市計画法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとするものが特定行政庁から位置の指定を受けたもの。それらの書類審査及び完了検査。平成15年4月1日より指定、変更、廃止申請手数料1件あたり77,000円。

年 度	申請件数（件）	指定件数（件）	道路面積（㎡）	道路延長（m）
令和3年度	10	16	1,713.63	342.600
令和4年度	3	3	320.38	62.72
令和5年度	7	4	463.60	94.12

23. 宅地造成等に関する業務

宅地造成等に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域内において、宅地造成等に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行う。宅地造成等申請書の審査、工事施行検査（配筋等）及び完了検査を行っている。

年 度	申請件数（件）	宅地造成面積（㎡）
令和3年度	4	1771.56
令和4年度	3	4476.30
令和5年度	4	4891.17

24. 都市計画施設内における建築許可申請

道路・公園など都市計画決定されている区域内で、建築物を建てる際に、建築確認に先立って、都市計画法による建築許可が必要である。

25. 東大阪流通業務地区内の許可・証明

流通業務地区とは、物資の輸送・保管など流通活動の合理化と都市交通の緩和をはかるため、トラックターミナル、卸売業、倉庫などの流通業務施設を中心に形成される区域を指し、都市計画で定められている。

このため、この地区内では、健全な流通業務市街地を育成するため、流通業務市街地の整備に関する法律で建築規制がなされており、建築物を建築される場合は、事前に市長の許可・証明が必要である。

26. 景観

良好な景観の形成を実現するため、平成 17 年に「東大阪市景観形成基本計画」を策定し、平成 26 年に「東大阪市景観計画」を策定した。

平成 27 年 8 月 1 日から東大阪市景観計画を施行し、市域全域を対象にした景観施策に取り組み、大規模建築物の建築等について届出等を開始している。

また、既存の良好な景観を活かし、大阪モノレールの南伸事業に伴い新たに形成される都市景観と一体となった美しいまちなみを形成するため、市役所本庁周辺を景観形成重点地区に指定し、令和 3 年 4 月 1 日から施行した。

（届出等の対象となる行為）

【市役所本庁周辺景観形成重点地区】

- ・建築物、工作物（本市景観規則で規定するもの）の新築（新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更（外観変更は変更部分が二分の一を超えるもの）であって高さが 10m を超えるもの又は建築（築造）面積が 100 m² を超えるもの（一戸建ての住宅を除く）
- ・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為であって面積が 500 m² 以上のもの

【景観形成重点地区を除く区域】

- ・建築物、工作物（本市景観規則で規定するもの）の新築（新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更（外観変更は変更部分が二分の一を超えるもの）であって高さが 15m を超えるもの又は建築（築造）面積が 1, 000 m² を超えるもの
- ・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為であって面積が 3, 000 m² 以上のもの

土 木

1. 道路

主要幹線道路（国道、府道）、都市計画街路及び区画整理道路等との整合性を図るため、市道の幹線道路の整備と生活に直結するいわゆる買い物道路、通学、通園路等の整備を最重点に施工している。

(1) 道路状況

(令和6年4月1日現在)

区 分	国 道	府 道	市 道	合 計
実 延 長 (m)	23,405	51,745	868,984	940,798
道 路 部 面 積 (㎡)	491,379	1,078,531	5,753,635	7,294,256
舗 装 延 長 (m)	23,405	51,745	867,819	939,632
舗 装 率 (%)	100	100	99.86	99.87

(2) 道路占用料

道 路 占 用 料 金 表

(令和6年4月1日現在)

占 用 物 件		単 位	年 度 別 占 用 料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第 2 種 電 柱	円／本・年	円 3,800
	第 1 種 電 話 柱		2,200
	そ の 他 の 柱 類		190
	共 架 電 線 そ の 他 上 空 に 設 け る 線 類	円／m・年	19
	地 下 に 設 け る 電 線 そ の 他 の 線 類		11
	路 上 に 設 け る 変 圧 器	円／個・年	1,800
	地 下 に 設 け る 変 圧 器	円／㎡・年	1,100
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	円／個・年	3,700
	郵 便 差 出 箱 及 び 信 書 便 差 出 箱		1,600
	広 告 塔	円／㎡・年	2,700
	そ の 他 の も の	円／㎡・年	3,700
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	円／m・年	78
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満		110
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満		170
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満		220
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満		330
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満		450
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満		780
	外径が0.7メートル以上1メートル未満		1,100

	外径が1メートル以上のもの			2,200
	その他のもの		円／㎡・年	1,100
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			円／㎡・年	190
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,700
	地下に設ける通路			1,600
	その他のもの			3,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		円／㎡・日	5
	その他のもの		円／㎡・月	55
道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチを除く）	一時的に設けるもの	円／㎡・月	550
		その他のもの	円／㎡・年	5,500
	標識		円／本・年	3,000
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	円／本・日	55
		その他のもの	円／本・月	550
	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設を除く）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	円／㎡・日	55
		その他のもの	円／㎡・月	550
	アーチ	車道を横断するもの	円／基・月	550
その他のもの		270		
施行令第7条第2号に掲げる工作物			円／㎡・年	3,700
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			円／㎡・月	550
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				370
施行令第7条第12号に掲げる器具			円／㎡・年	Aに0.025を乗じて得た額
備考 「A」は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。				

(3) 私道舗装規則

昭和 57 年 11 月 1 日に東大阪市私道舗装規則を定め、昭和 57 年度よりこの制度を運用している。

この制度は私道舗装要望の中から基準に合うものに対し全額市費で整備し、市内における私道の整備を促進し、市民の生活環境の向上に資することを目的としている。

○ 対 象

- (1) 両端が公道若しくは舗装された私道に接続していること又は一端が公道若しくは舗装された私道に接続しており、かつ、出入りが舗装の対象となる私道に隣接している家屋（以下「隣接家屋」という。）が 2 戸以上あること。
- (2) 幅員が 1.5 メートル以上であること。
- (3) 排水設備が整備されていること。
- (4) 通行又は舗装の妨げとなる障害物がないこと。
- (5) 3 年以上前から引き続き一般交通の用に供されており、通行に支障をきたす状態にあること。
- (6) 私道の舗装は、交差点から私道の終端まで又は交差点から交差点までの区間を単位として行う。

(4) 交通安全施設の整備

交通安全対策として、歩・車道の分離を初め本市の道路事情に即応した施設として道路反射鏡、照明灯、区画線等を設置し、関係団体、関係機関との連携のもとに交通事故防止のため交通安全施設の整備を図っている。

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
歩 道 (m)		0	351	0	0
段 差 解 消 (箇所)		18	10	37	18
防 護 さ く (m)		260	87	170.6	85.4
カ ー プ ミ ラ ー (基)		34	78	78	76
照 明 灯 (基)		41	46	25	46
区 画 線 (m)		15,479	13,474	10,345	9,992

（注釈）・数値は設置した数であり、管理しているものではない。

・過去の実績を記載していることもあり、対象は「交通安全施設整備事業」としている。

2. 交通体系の整備

(1) 近鉄線の高架化

○立体交差

奈良線と外環状線との交差区間	昭和 43 年 2 月完成
信貴山線と外環状線との交差区間	昭和 43 年 3 月完成
奈良線と中央環状線との交差区間	昭和 45 年 2 月完成
大阪線と中央環状線との交差区間	昭和 45 年 5 月完成
大阪線と外環状線との交差区間	昭和 46 年 3 月完成

○連続立体交差化事業

平面鉄道は市街地の分断及び踏切の遮断による交通渋滞等、市民生活上大きな障害となっている。このため鉄道の連続立体交差化は、踏切の除却並びに地域分断の解消のみならず地域の活性化等、社会資本の整備に大きなインパクトを与える。

本市における連続立体交差事業は、近鉄布施駅付近約 5.2 キロメートル（近鉄奈良線 2.8 km、近鉄大阪線 2.4 km）が昭和 52 年度に完了し、おおさか東線 JR 俊徳道駅から衣摺 5 丁目までの区間、約 2.2 キロメートルが平成 28 年度に完了している。

・布施駅付近の高架化

延 長	5.2 km（奈良線 2,827m 大阪線 2,411m）
事業費	165.5 億円
高架走行	

〔 奈良線 上り線 昭和50年9月 〕	〔 大阪線 上り線 昭和49年10月 〕
〔 〃 下り線 昭和52年6月 〕	〔 〃 下り線 昭和51年8月 〕

・近鉄奈良線（大阪中央環状線～大阪外環状線間の高架化）

2カ年（平成元年、平成2年）の国費調査を終え、都市計画道路大阪中央環状線～大阪外環状線間の約3.3キロメートル区間について平成4年度に事業採択され、平成4年9月9日都市計画決定、平成5年2月4日付で事業認可を取得し、着手している。

延長 約3.3km

事業費 約713億円（側道を含む）

高架走行

〔 下り線 平成22年5月 〕
〔 上り線 平成26年9月 〕

〔 解消される踏切道 9カ所 〕
〔 交差する都市計画道路 4カ所 〕

（令和6年4月1日現在）

名 称	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)	事業年度	進捗状況 (%)
近畿日本鉄道奈良線	西岩田2丁目	桜 町	10.5～30.9	3,262	H4～R6	※97

※連立本体及び側道用地取得面積率

・近鉄大阪線

俊徳道駅南～大阪中央環状線までの約2.5キロメートル区間については、未だ踏切部の事故や交通渋滞、鉄道による市街地の分断や市街地更新の阻害等の諸課題を抱えている。これらの課題を解決するため、平成元年から平成13年まで、連続立体事業の早期実施に向けた調査を実施した。また、大阪府に対して「近鉄大阪線第2期連続立体交差事業の早期具現化」に関する要望活動、鉄道事業者を含めた勉強会及び近隣市との意見交換を実施している。

〔 解消される踏切道 9カ所 〕
〔 交差する都市計画道路 2カ所 〕

(2) JR線の高架化

・JRおおさか東線のJR俊徳道駅～衣摺5丁目先の高架化

延長 約2.2km

事業費 約160億円

高架走行

〔 平成20年3月 〕

(3) 大阪外環状線鉄道事業（路線名：おおさか東線）

○ これまでの経過

大阪外環状線鉄道は、城東貨物線を複線電化・客車運行し、大阪都市圏の東部地域を取り巻く新路線として計画されているもので、この促進運動の歴史は古く、昭和27年に関係市による城東貨物線客車運行促進同盟会が結成された。

国鉄当局においても、昭和38年3月に都市交通審議会答申を受け、第3次長期計画（40～46年）で本線を採択していたが情勢変更によって具体化されなかった。

その後、昭和46年12月の再度の答申においても「新設すべき路線」として取り上げられたこと、また促進同盟の働きかけによって国鉄当局においてもその必要性を認め、昭和56年4月国鉄本社は運輸大臣に工事認可申請をし、その認可があった。

また、平成元年5月の運輸政策審議会において、平成17年（2005年）までに整備することが適当な区間として答申された。

平成8年5月に、大都市部において、貨物鉄道の旅客線化事業を行う第3セクターに対する新たな補助制度の

対象として、大阪外環状線鉄道が認められたため、平成 8 年 11 月建設主体である大阪外環状鉄道㈱を設立し平成 11 年 2 月工事施行認可（都島～久宝寺）を受け、平成 11 年 9 月より工事着手された。

また、平成 14 年 12 月未認可区間の新大阪～都島間についても工事施行認可を受け、平成 20 年 3 月 15 日に放出～久宝寺間(9.2km)が部分開業をむかえ、平成 31 年 3 月 16 日に新大阪～放出間が開業したことにより新大阪～久宝寺間が全線開業となった。令和 5 年 3 月 18 日に新大阪～大阪間（東海道線支線）の移設・地下化に伴い、大阪駅（うめきたエリア）が開業し、乗り入れを開始した。

〈 経 過 説 明 〉

- ・昭 27. 12 城東貨物線客車運行促進同盟会結成(～昭 35. 8)
- ・昭 35. 8 城東貨物線電化客車運行促進連盟結成(～平 22. 3)
(大阪市、東大阪市、堺市、八尾市、吹田市、守口市、大東市—7 市)
- ・昭 56. 4 運輸大臣から国鉄本社に対し線増及び電化の認可
- ・昭 58. 4 連続立体交差事業新規採択される(俊徳道～加美間)
- ・昭 62. 4 国鉄が JR 西日本に移行し、JR 西日本が運輸大臣認可を承継
- ・平 8 . 5 平成 8 年度政府予算において、「幹線鉄道等活性化事業費補助」の対象として認められる
- ・平 8 . 11 大阪外環状鉄道(株) (第 3 セクター) 設立
- ・平 8 . 12 鉄道事業免許取得
- ・平 11. 2 工事施行認可(都島～久宝寺)
- ・平 11. 3 俊徳道～加美間連続立体交差事業にかかわる都市計画決定
- ・平 11. 9 既設高架区間から(川俣処理場南～大阪枚岡線) 工事着手
- ・平 12. 3 俊徳道～加美間連続立体交差事業の事業認可
- ・平 14. 12 工事施行認可(新大阪～ 都島)
- ・平 17. 2 工事完成期限の延長(平成 23 年度末)
- ・平 19. 8 JR 西日本より路線名「おおさか東線」、放出～久宝寺間の駅名発表
- ・平 20. 3 放出～久宝寺間開業(9.2km)
- ・平 21. 9 工事完成期限の延長(平成 30 年度末)
- ・平 31. 3 新大阪～放出間開業(11.1km)
- ・令 5 . 3 大阪駅(うめきたエリア)に乗り入れ開始

○ 計 画 の 内 容

区 間	新大阪 ～ 久宝寺(約 20.3 km)
完 成 年 月	放出～久宝寺間は平成 20 年 3 月完成、新大阪～放出間は平成 31 年 3 月完成
駅 計 画	14 駅(本市関係 高井田中央、JR 河内永和、JR 俊徳道、JR 長瀬、衣摺加美北)
建 設 費	約 1,243 億円(衣摺加美北駅については別事業のため含まれない)
建 設 主 体	大阪外環状鉄道(株)
運 営 主 体	JR 西日本

(4) 大阪外環状線鉄道の駅設置

○これまでの経過

大阪外環状線鉄道計画に伴い「衣摺・大蓮」付近において、同鉄道の施行認可前から、駅設置の地域要望があり、施行認可後においても、同鉄道の JR 長瀬駅～新加美駅間が約 2.7km と最長であったため、地域の活性化の観点から新駅の設置が必要である旨の請願書が提出され、平成 12 年第 4 回定例会において請願が採択された。

請願採択後、大阪外環状鉄道(株)・大阪府・大阪市・東大阪市等により、その設置手法や財源などについて検討を重ね、平成 18 年 7 月及び平成 19 年 5 月に国土交通省鉄道局と協議を行ったが、鉄道事業による補助事業採択は困難との指摘を受けた。

平成 20 年 2 月には、本市と同様に地域から要望を受けていた大阪市長と、東大阪市長による会談が実施され、駅位置や構造、設置時期について一定の合意を得た。

また、平成 23 年 3 月には、大阪外環状鉄道(株)・JR 西日本・大阪府・大阪市・東大阪市・吹田市・八尾市の大阪外環状線鉄道事業に関係する 7 者において、新駅の設置推進について合意した。

さらに、平成 25 年 3 月には、大阪外環状鉄道(株)・JR 西日本・大阪市・東大阪市の駅設置に関係する 4 者において、新駅設置について合意し、平成 29 年度末完成を目指し事業に着手した。その後、順調に駅舎工事を進め、平成 30 年 3 月に新駅「衣摺加美北」駅が開業した。

○ 新駅の概要

設置位置	東大阪市・大阪市の市境界
完成年月	平成 30 年 3 月
事業費	約 23 億円
整備主体	大阪外環状鉄道㈱
運営主体	JR 西日本

(5) JR 片町線（学研都市線）輸送力の増強

○ これまでの経過

片町沿線の各市町では、人口増に対処できる輸送力の増強さらには沿線周辺の整備促進を図るため、昭和 27 年に「片町線（学研都市線）複線化促進期成同盟会」を結成し運動を展開している。

既に全線の電化と京橋～松井山手間の複線化が実現している。また、同盟会として引き続き関係機関に強く働きかけを行ったところ、平成元年、JR 西日本の春のダイヤ改正で、快速電車の新設、普通電車の増発が実現された。

また、平成 9 年 3 月、JR 東西線の開通で、神戸方面への直通運転や快速電車の増発、所要時間の短縮など利便性の向上が図られた。

これまでの成果

片 町 ～ 放 出 間（複線化）	3.7 km	昭和 30 年完成
放 出 ～ 四条畷間（複線化）	9.6 km	昭和 44 年完成
四 条 畷 ～ 長 尾 間（複線化）	13.4 km	昭和 54 年完成
松井山手 ～ 長 尾 間（複線化）	1.7 km	平成元年完成
木 津 ～ 長 尾 間（電 化）	18.7 km	平成元年完成
片町 ～ 京橋間廃止となり JR 東西線と直結		平成 9 年 3 月

促進期成同盟会構成市町

東大阪市	大東市	四條畷市	寝屋川市	交野市
枚方市	京田辺市	精華町	◎木津川市	◎印 会長市

○今後の計画

片町線全線について輸送、高齢者、障害者等に配慮した鉄道施設の整備促進及び輸送力増強高速化を図る。

松井山手～木津間の複線化及び関連施設設備の促進を図る。

(6) 大阪市高速鉄道中央線（現大阪メトロ中央線）の延伸と近鉄東大阪線（現けいはんな線）の建設

○経 過

東大阪市地域住民の長年の懸案であった地下鉄延伸と近鉄新線の建設については、昭和 46 年 12 月都市交通審議会の答申を受けて以来関係機関において積極的に協議、検討が進められ、昭和 50 年 2 月、大阪市、近鉄それぞれが特許、免許申請を行った。また、昭和 51 年 3 月、本市都市計画審議会の答申を受け近鉄東大阪線に係る市の原案を決定し府知事へ送付した。その後、大阪府都市計画地方審議会さらに運輸審議会で審議された結果、昭和 52 年 3 月に特許免許があり、続いて昭和 54 年 1 月大阪市交通局と近鉄から路線の特許及び免許を譲受した東大阪生駒電鉄がそれぞれ申請していた工事施行認可があり、昭和 54 年 3 月工事に着手した。

地下鉄中央線（深江橋～長田間）は、昭和 60 年 4 月に開通した。また、近鉄東大阪線（長田～生駒間）は、昭和 61 年 10 月に開通し、さらに平成 18 年 3 月には生駒～学研奈良登美ヶ丘間が開通し、けいはんな線に改称となった。

	大阪市高速鉄道第 4 号線（中央線）	近 鉄 東 大 阪 線
1. 区 間	深江北 2 丁目～長田東 2 丁目 （深江橋～長田）	長田東 2 丁目～生駒元町 （長田～生駒）
2. 延 長	3.0 km	10.2 km
3. 建設費（概算）	526 億円	920 億円
4. 駅 の 設 置	2 カ所（接続駅を含む） （高井田・長田）	4 カ所（接続駅を除く） （荒本・吉田・新石切・生駒）
5. 構 造	全線地下構造	地下・掘割り・高架構造及び隧道
6. 工 期	着工 53 年度 ・ 開通 60 年	着工 53 年度 ・ 開通 61 年
7. 備 考	・平成 18 年 3 月 27 日生駒～学研奈良登美ヶ丘間開通 ・コスモスクエア～学研奈良登美ヶ丘間（36.7km）の相互直通運転	

- (注) 1. 長田東2丁目～東石切町1丁目 5.1 km (軌道法適用区間)
 2. 東石切町1丁目～生駒市元町 5.1 km (鉄道事業法適用区間)

(7) 大阪モノレール南伸事業

大阪都市圏の交通体系は、都市を中心とする放射線状になっているため、周辺都市間の交通は極めて不便なものであり、地域の発展を遅らせるだけでなく車公害によって住民の生活環境を著しく阻害させている。

このような現状を根本的に打開するため本市では、中央環状線沿線の各市町に呼びかけ「中央環状線鉄軌道建設問題研究会」を発足させるなど、モノレール、新交通システムに関する研究、府への要望活動などを行っている。

大阪モノレールの門真市駅からの南伸については、平成16年10月の近畿地方交通審議会答申では、門真市～鴻池新田～荒本～瓜生堂について「京阪神圏において、中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線」として位置付けされている。

平成27年7月に東大阪市長と大阪府知事の会談により、負担について大筋で合意をみたことから、平成28年1月15日の大阪府戦略本部会議において、門真市駅から（仮称）瓜生堂駅までの南伸の事業化が決定した。

平成31年3月には同区間について、大阪府がモノレール専用道及び都市高速鉄道の都市計画決定を行い、併せて大阪モノレール株式会社が軌道法に基づく特許を取得した。また、令和2年3月には大阪府がモノレール専用道の都市計画事業認可を取得し、同年4月に大阪モノレール株式会社が軌道法に基づく工事施行認可を取得した。

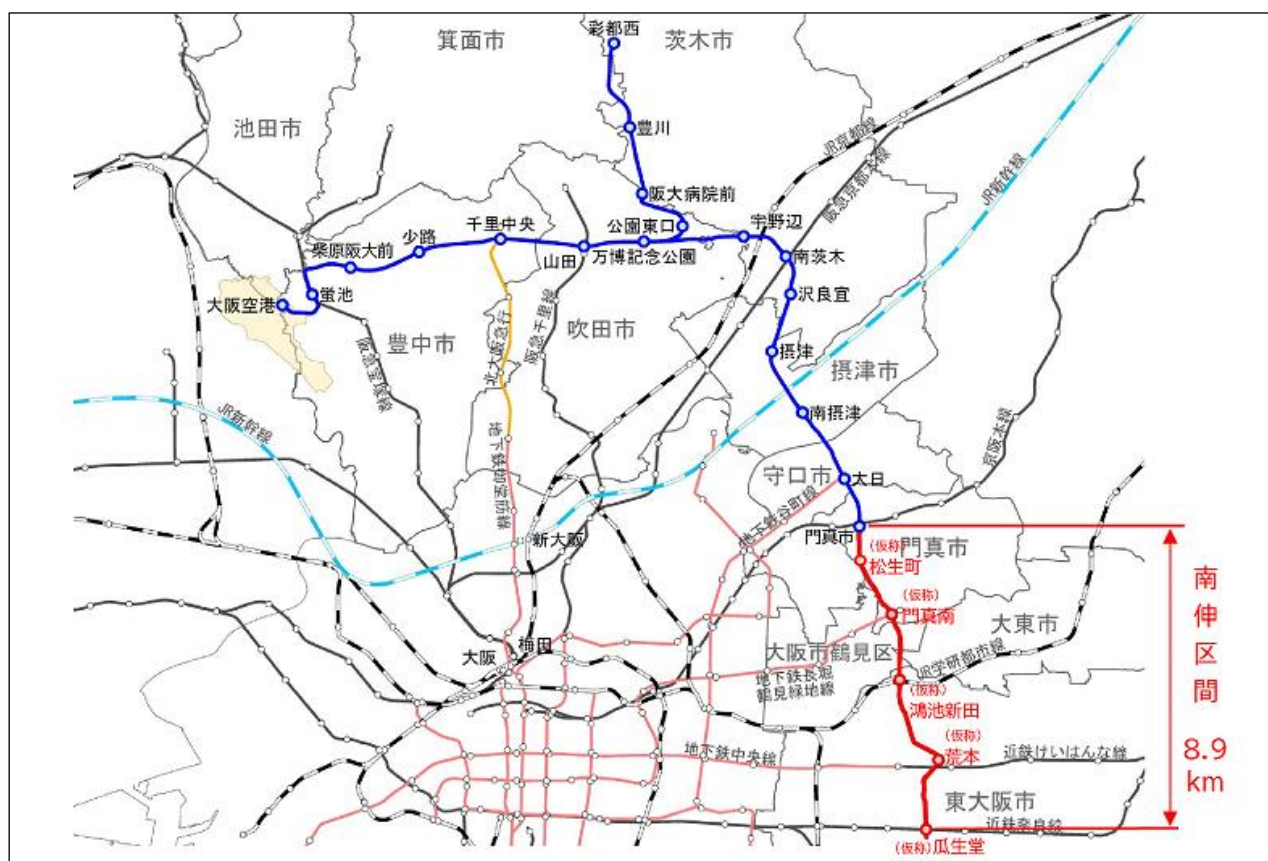
令和3年2月に事業の円滑な推進、並びに施設管理についての必要な基本的事項を定めた「大阪モノレール延伸事業の施行に関する基本協定書」を大阪府と締結した。

推 進 団 体		
団 体 名	大阪中央環状線鉄軌道建設問題研究会	大阪中央環状モノレール建設促進会議
設 置 年 月	昭和48年9月	昭和59年8月（令和2年3月解散）
目 的	大阪府内の放射状鉄道を環状方向に有機的に結びつけ、都市機能の向上を図る新たな公共交通機関としての大阪中央環状線鉄軌道の門真市以南への早期建設による鉄道ネットワークの充実強化、沿線市街地の活性化を図るため共同して必要な調査研究を行うことを目的とする。	大阪モノレールの広域性や利便性をより一層向上させるため、門真以南八尾間の区間事業が府道中央環状線沿いに促進できるよう必要な調査研究を行い、早期着手に係る条件整備に資することを目的とする。
構 成 市 町 (◎会長市)	大阪市、◎堺市、八尾市、枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、松原市、大東市、羽曳野市、交野市、東大阪市 …………… 12市	茨木市、摂津市、大東市、門真市、八尾市、◎東大阪市、守口市 …………… 7市

〈 最 近 の 経 過 〉

- 事業運営主体である大阪高速鉄道㈱（現大阪モノレール㈱）（第3セクター）が設立された。…………… 昭和55年12月
- 大阪空港～阪急南茨木間の軌道運輸事業特許取得。…………… 昭和57年3月
- 千里中央～南茨木（6.6 km）軌道工事施行認可。…………… 昭和57年10月
- 第1期事業として、大阪空港～南茨木間（13.3 km）の工事に着手。…………… 昭和57年11月
- 大阪空港～千里中央（6.7 km）軌道工事の施行認可。…………… 昭和63年12月
- 運輸政策審議会答申第10号で門真以南は検討すべき路線として位置づけ。…………… 平成元年5月
- 千里中央～南茨木（6.6 km）開業。…………… 平成2年6月
- 南茨木～門真市間の軌道運輸事業特許取得。…………… 平成2年7月
- 南茨木～門真市（7.9 km）軌道工事施行認可。…………… 平成3年3月
- 第2期事業として、南茨木～門真市の工事に着手。…………… 平成3年7月
- 千里中央～柴原（3.6 km）開業。…………… 平成6年9月
- 柴原～大阪空港（3.1 km）開業。…………… 平成9年4月
- 南茨木～門真市（7.9 km）開業。…………… 平成9年8月
- 万博記念公園～阪大病院前（2.6 km）開業。…………… 平成10年10月
- 大阪モノレールの累計輸送人員2億人達成。…………… 平成14年7月

・大阪府知事・東大阪市長等に東大阪商工会議所・東大阪市自治協議会共同による約 26 万名の署名を添えた「陳情書」提出。	平成15年 3 月
・近畿地方交通審議会答申第 8 号で門真以南は中長期的に望まれる鉄道ネットワークを構成する新たな路線として位置づけ。	平成16年10月
・大阪モノレールの累計輸送人員 3 億人達成。	平成17年 11 月
・阪大病院前～彩都西(4.2km)開業。	平成19年 3 月
・大阪モノレールの累計輸送人員 4 億人達成。	平成20年 10 月
・大阪モノレールの累計輸送人員 5 億人達成。	平成23年 7 月
・大阪モノレールの累計輸送人員 6 億人達成。	平成26年 3 月
・大阪モノレールの累計輸送人員 7 億人達成。	平成28年 7 月
・大阪モノレールの累計輸送人員 8 億人達成。	平成30年 8 月
・モノレール専用道及び都市高速鉄道の都市計画決定と大阪モノレール(株)が特許を取得。	平成31年 3 月
・モノレール専用道の都市計画事業認可と大阪モノレール(株)が工事施行認可を取得。	令和 2 年 3,4 月
・事業営業主体である大阪高速鉄道(株)が大阪モノレール(株)へ社名変更。	令和 2 年 6 月
・「大阪モノレール延伸事業の施行に関する基本協定書」締結。	令和 3 年 2 月
・(仮称)松生町駅に係る都市計画変更告示	令和 4 年 2 月
・大阪モノレールの累計輸送人員 10 億人達成。	令和 5 年 4 月
・大阪府が開業目標の概ね 4 年延期方針を公表(令和 15 年度開業)。	令和 6 年 4 月



3. 交通対策

交通安全は市民 1 人 1 人の願いであり、安全で住みよいまちづくりが望まれている。自動車、ミニバイク、自転車は昨今の市民生活に重要なものとなっている反面、それらが引き起こす交通事故は市民生活に大きな脅威となっている。このため本市としては関係団体、関係機関との連携を密にして、市民の交通マナーを高めるため交通安全運動を中心に交通安全意識の啓発を図っている。

また、放置自転車や迷惑駐車への対策については、「東大阪市自転車等の放置防止に関する条例」「東大阪市違法駐車等の防止に関する条例」に基づいて防止活動を実施している。

交 通 事 故 発 生 状 況				
	年 中	件 数 (件)	死 者 (人)	傷 者 (人)
東大阪市内	令和 3 年	1,565	13	1,746
	令和 4 年	1,734	11	1,985
	令和 5 年	1,727	11	1,922

(1) 交通安全思想の高揚

交通事故防止を図り、市民の交通マナーの意識高揚を図るため、春には「全国交通安全運動」を通じ新入学（園）児の交通事故防止、シートベルト、チャイルドシート、ヘルメット着用の徹底、二輪車の安全走行の徹底、迷惑駐車、放置自転車の追放、5 月にはふれあい祭りへの参加、7 月には夏休み期間中の子供の交通事故防止運動、9 月には「秋の全国交通安全運動」として歩行者及び自転車利用者の交通事故防止、特に高齢者による交通事故防止、二輪車の交通事故防止、シートベルト着用の推進を重点に、12 月には「年末の交通事故防止運動」として飲酒運転の追放、二輪車の交通事故防止を重点に交通安全を推進している。

また上記運動期間中だけでなく、機会あるごとに関係団体、関係機関と連携を図り、交通安全を啓発している。

さらに、子供の交通安全教育のために関係機関の協力を得て幼稚園・小学校・中学校等で交通安全教室を開催し啓発しているが、平成 25 年度からは中学校等を対象にスタントマンによる交通安全教室を取り入れて、交通安全教育の一層の充実を図っている。

また毎月 8 日を「自転車マナーデー」と定めて、市民、職員、各企業に自転車マナーの向上を訴え、警察、交通安全協会とともに自転車のマナーアップキャンペーンを実施している。

今後も交通事故防止のために関係団体、関係機関との協力を深め、より効果的で具体的な交通安全運動を展開していく。

(2) 放置自転車対策

近年、その簡便性、経済性から通勤、通学、あるいは買い物、業務用にと自転車の利用者が著しく増加し、市内各鉄道駅前に無秩序に置かれた自転車が町の美観を損ねるだけでなく、歩行者の安全通行、緊急自動車の通行、活動の妨げとなっている。これらの対策として、現在 26 駅に公的な自転車駐車場として 63 カ所、整備台数 28,660 台が設置されている。一方、駅周辺の自治会等と連携して放置防止、交通マナー向上の指導啓発を実施している。

昭和 63 年 10 月 1 日「東大阪市自転車等の放置防止に関する条例」を施行し、放置防止の強化を図り、さらに市内全駅周辺を放置禁止区域に指定し、放置自転車等の追放に努めている。

(3) 迷惑駐車対策

違法駐車、迷惑駐らは、交通渋滞や交通事故等の大きな要因となっており、さらに都市機能の低下、都市の景観等からも大きな社会問題となっている。

これらの対策として平成 9 年 4 月 1 日「東大阪市違法駐車等の防止に関する条例」を施行し、違法駐車や迷惑駐らの防止に努め、さらに布施駅周辺を違法駐車防止重点区域に指定し、布施警察署及び関係機関とも連携を密にしながら指導啓発を実施している。

(4) 交通事故相談

交通事故被害者等の事故の事後処理、法律手続等を教示するため専任相談員による一般相談を実施している。

令和 5 年度相談件数 262 件(面接 108 件、電話 154 件)

相 談 日

場 所	道 路 管 理 室
項 目	
一 般 相 談	月・火・木・金曜日

相談時間

一般相談 午前 9 時～午後 5 時

(5) 建築物の駐車施設の附置等に関する条例等

東大阪市内で、一定規模以上の店舗、事務所、共同住宅などを建設しようとするときは、自動車及び自転車の駐車場の設置が条例及び要綱により定められています。これにより不法駐車及び不法駐輪を防止し、交通安全につながります。

なお、共同住宅については「東大阪市共同住宅の駐車施設の附置等に関する要綱」もあわせて適用されます。

(6) 駐車場法に基づく届出について

一定規模以上の時間貸し駐車場（路外駐車場）は届出が必要です。

届出が必要な駐車場とは

- ①一般公共の用に供する駐車場
- ②駐車の用に供する面積の合計が 500 ㎡以上
- ③利用者から駐車料金を徴収するもの

(7) 公設自転車駐車場整備状況

(令和 6 年 5 月 1 日現在)

駅 名	番号	自転車駐車場名	設置年月日	面積（㎡）	整備台数（台）	料 金
徳 庵	1	徳庵駅前	H10. 2. 1	1,400	635	有 料
	2	徳庵駅前西	H18. 4. 1	304	94	有 料
鴻 池 新 田	3	鴻池新田駅前地下	H 6.12. 1	1,519	862	有 料
	4	鴻池新田駅	S60. 4. 1	1,650	1,250	有 料
高 井 田 高井田中央	5	高井田（北）	H15. 4. 1	1,133	636	有 料
	6	高井田（南）	H15. 4. 1	896	462	有 料
長 田	7	長田駅東第 1	H20. 9.16	686	451	有 料
	8	長田駅東第 2	H26.10.1	427	284	有 料
	9	長田駅前北路上	H12.10. 1	169	249	有 料
	10	長田駅前南	H12. 7. 1	137	90	有 料
	11	長田駅前南路上	H14. 1. 1	225	277	有 料
荒 本	12	荒本駅東	H 21.3.1	891	336	有 料
	13	荒本駅西	H 21.2.1	409	235	有 料
	14	荒本駅南	H 21.2.1	777	590	有 料
吉 田	15	吉田駅前	H 3. 4. 1	3,221	1,754	有 料
新 石 切	16	新石切駅第 1	H 6.10.16	2,634	1,639	有 料
	17	新石切駅第 2	H 6. 8.30	1,299	790	有 料
布 施	18	布施四条通り	S60. 2.12	892	713	無 料
	19	布施四条通り第 2	H27. 7.1	362	198	無 料
	20	布施駅前南	H10. 3. 1	584	472	有 料
	21	布施駅前東	H12.10. 1	253	155	有 料
	22	布施駅前北口地下	H 8. 3. 1	2,410	845	有 料
河内永和 JR 河内永和	23	永和駅	H17.11. 1	573	390	有 料
	24	JR 河内永和駅（北）	H20. 3. 15	500	253	有 料
	25	JR 河内永和駅（南）	H20. 3. 15	570	260	有 料
河 内 小 阪	26	小阪駅前西	H 1.12.16	1,280	761	有 料
	27	小阪駅前東	H 2. 5. 1	521	297	有 料
	28	小阪駅前北東	H15. 4. 1	185	43	有 料
	29	小阪駅前北	H18. 2. 1	76	83	有 料
八 戸 ノ 里	30	八戸ノ里駅南	H24.12. 1	740	588	有 料
	31	八戸ノ里駅南第 2	H16. 7.20	817	622	無 料
	32	八戸ノ里自転車センター	S63. 7. 1	1,500	820	有 料

若 江 岩 田	33	若江岩田駅北第 1	H10. 4. 1	732	442	有 料
	34	若江岩田	R1. 8. 1	651	414	有 料
河 内 花 園	35	河内花園駅高架下第 1	H27. 7. 1	578	300	有 料
	36	河内花園駅高架下第 2	H27. 7. 1	1,004	565	有 料
東 花 園	37	東花園駅高架下第 1	H28. 4. 1	841	496	有 料
	38	東花園駅高架下第 2	H28. 4. 1	393	249	有 料
	39	東花園駅高架下第 3	R1. 9. 1	942	805	有 料
	40	東花園駅高架下第 4	R1. 9. 1	1,425	925	有 料
瓢 箪 山	41	瓢箪山駅前	H 3. 4. 1	3,482	2,096	有 料
	42	瓢箪山駅前北	H13. 10. 1	170	81	有 料
	43	瓢箪山駅前北第 2	H18. 7. 1	252	183	有 料
枚 岡	44	枚岡駅	H19. 5. 1	225	93	有 料
額 田	45	額田駅	H18. 12. 1	233	75	有 料
石 切	46	石切駅 A	H15. 4. 1	53	27	有 料
	47	石切駅 B	H15. 4. 1	312	196	有 料
	48	石切駅 C	H15. 4. 1	203	115	有 料
	49	石切駅 D	H15. 4. 1	416	219	有 料
	50	石切駅 E	H15. 4. 1	84	46	有 料
	51	石切駅 F	H15. 4. 1	283	158	有 料
	52	石切駅 G	H15. 4. 1	140	60	有 料
俊 徳 道 JR 俊 徳 道	53	俊徳道駅	H16. 4. 1	628	615	有 料
	54	JR 俊徳道駅	H20. 3. 15	219	132	有 料
	55	JR 俊徳道駅東	H26. 2. 1	45	38	有 料
長 瀬	56	長瀬駅北	H11. 9. 1	730	675	有 料
	57	長瀬駅南	H14. 4. 1	1100	740	有 料
	58	長瀬駅東	H11. 11. 1	168	133	有 料
弥 刀	59	弥刀東	H 2. 3. 1	122	100	無 料
	60	弥刀駅西第 1	H10. 10. 1	954	433	有 料
	61	弥刀駅西第 2	H10. 10. 1	268	140	有 料
J R 長 瀬	62	JR 長瀬駅	H20. 3. 15	700	570	有 料
J R 衣摺加美北	63	JR 衣摺加美北駅	H30. 3. 17	874	405	有 料
駅数	無料駐車場 ①			2,193	1,633	4 箇所
	有料駐車場 ②			45,074	27,027	59 箇所
26	合 計 ①+②			47,267	28,660	63 箇所

4. 橋梁

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分	橋 数			延 長 (m)			面 積 (㎡)		
	混合橋 永久橋	石 橋 木 橋	計	混合橋 永久橋	石 橋 木 橋	計	混合橋 永久橋	石 橋 木 橋	計
国 橋	65	0	65	1,537	0	1,537	17,719	0	17,719
府 橋	84	0	84	3,439	0	3,439	32,195	0	32,195
市 橋	293	21	314	2,681	62	2,743	15,074	296	15,370
計	459	21	480	7,768	61	7,829	64,333	296	64,629

5. 河川

本市の主要な河川は寝屋川、第二寝屋川、平野川分水路、恩智川などで、これらの河川はおおむね改修が終わっており、また東地区に点在する小河川についても順次計画的な改修を進めている現状である。旧国道 170 号線以西は天井川で、ポンプによる強制排水が必要であり、雨水排除は下水道によらねばならないが、以東の区域は河川に自然排水する計画である。またこれらの区域は、近年の著しい宅地開発によって降雨時の一時的な流量増加に伴う河川の溢水、はんらんを防止するため早急に整備改修が必要である。

1. 一級河川

管理区分	河 川 名	区 域		流 域 面 積 (km ²)	延 長 (m)
		自	至		
大 阪 府	寝 屋 川	北谷川合流点	旧淀川への合流点	267.60	21,241
〃	第 二 寝 屋 川	恩智川からの分岐点	寝屋川への合流点	134.64	11,630
〃	恩 智 川	柏原市大泉 3 丁目 4 番の 1 地先の府道橋梁下流端	〃	52.03	15,441
〃	日 下 川	布市町 3 丁目 5 番の 50 地先の国道橋梁下流端	恩智川への合流点	2.54	359
〃	音 川	上石切町 1 丁目 3 番の 41 地先の近畿日本鉄道橋下流端	〃	2.81	2,158
〃	御 神 田 川	神田町 1 番の 1 地先の国道橋梁下流端	長門川への合流点	2.53	638
〃	箕 後 川	横小路町 6 丁目 1450 番地先の国道橋梁下流端	恩智川への合流点	2.06	1,165
東大阪市	新 川	弥生町 8 番の 38 地先の上流端を示す標柱	〃	2.87	861
〃	長 門 川	下六万寺町 2 丁目 1 番の 2 地先の国道橋梁下流端	〃	2.86	1,521
〃	大 川	善根寺町 6 丁目 5 番の 24 地先	〃	1.99	1,653

2. 準用河川

管理区分	河 川 名	区 域		流 域 面 積 (km ²)	延 長 (m)
		自	至		
東大阪市	戸 堀 川	新池島町 1 丁目 1 番の 5 地先	恩智川への合流点	0.50	650
〃	門 樋 川	池島町 1 丁目 5 番の 6 地先	長門川への合流点	0.20	1,000

3. 普通河川

管理区分	河 川 名	区 域		流 域 面 積 (km ²)	延 長 (m)
		自	至		
東大阪市	十 三 川	善根寺町 3 丁目 1 番の 41 地先の国道下流端	大川への合流点	1.01	710

〃	才 賀 志 川	日下町 5 丁目 1 番の 35 地先の国道下流端	十三川への合流点	0.33	740
〃	豊 浦 川	豊浦町 17 番の 23 地先の近鉄橋梁下流端	恩智川への合流点	2.34	1,800
〃	名 黒 川	旭町 8 番の 7 地先	〃	1.15	726
〃	箕 後 川	横小路町 5 丁目 9 番の 9 地先の国道下流端	1 級河川箕後川への合流点	1.82	313
〃	乾 田 川	池島町 8 丁目 6 番の 32 地先	門樋川への合流点	0.06	450
〃	大 門 川	六万寺町 1 丁目 11 番の 19 地先の大門川雨水幹線への合流点	六万寺町 2 丁目 5 番の 14 地先	0.94	220
〃	一 生 川	善根寺町 4 丁目 8 番の 16 地先	善根寺町 4 丁目 9 番の 23 地先	0.26	170

建 築

1. 住宅

少子高齢化の進行による超高齢社会や増加する住宅ストックへの対応、さらなる住まいの安全・安心の確保、人口減少による財政的制約など本市を取りまく状況が大きく変化している。

このような状況のもと、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、住生活の質の向上も図るため、東大阪市公営住宅等長寿命化計画を策定し、市営住宅の適正な維持管理及び耐震化を推進する。

(1) 市営住宅管理戸数

(令和6年3月31日現在)

区 分	木 造	準耐火	低 耐	中 耐	高 耐	計
公 営 住 宅	65	12	—	296	1,058	1,431
改 良 住 宅	—	—	46	662	641	1,349
地 域 リ ロ ケ ー シ ョ ン 住 宅	—	—	—	—	60	60
計	65	12	46	958	1,759	2,840

(2) 市営住宅団地別戸数

(令和6年3月31日現在)

住 宅 名	建設年度	戸 数	公 営 住 宅				改 良 住 宅			地域リノベーション住宅	
			木造	準耐火	中高耐		木造	低耐火	中高耐	中 高 耐	
稲 田 鷺 島	平成7・9	戸 195	戸 —	戸 —	戸 中耐 86 高耐 109	戸 —	戸 —	戸 —	戸 —	戸 —	戸 —
高 井 田	平成16・24	133	—	—	高耐 133	—	—	—	—	—	—
荒 川	昭和25	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—
柏 田	昭和27	19	19	—	—	—	—	—	—	—	—
菱 屋 西	昭和24	24	—	—	中耐 24	—	—	—	—	—	—
中 小 阪	昭和25	8	8	—	—	—	—	—	—	—	—
宝 持 西	昭和44～46	186	—	—	高耐 135	—	—	高耐 51	—	—	—
上 小 阪 西	昭和25～26	25	13	12	—	—	—	—	—	—	—
上 小 阪 東	令和1	230	—	—	高耐 230	—	—	—	—	—	—
若 宮	平成12	51	—	—	中耐 51	—	—	—	—	—	—
桂 川	昭和30～32	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—
北 蛇 草	昭和38～	971	—	—	中耐 80	—	46	中耐 290	—	—	—
	平成30	—	—	—	高耐 278	—	—	高耐 277	—	—	—
荒 本	昭和39～	913	—	—	中耐 55	—	—	中耐 372	—	—	—
	平成31	—	—	—	高耐 173	—	—	高耐 313	—	—	—
島 町	平成5～6	60	—	—	—	—	—	—	高耐 60	—	—
計		2,840	65	12	中耐 296 高耐 1,058	—	46	中耐 662 高耐 641	高耐 60		

(3) 市内の住宅団地（府営・UR賃貸・公社）

（令和6年3月31日現在）

住 宅 名	種 別	戸 数	構 造
東 大 阪 稲 田	府 営	446	中層耐火（4・5F）
東 大 阪 鴻 池	〃	389	高層耐火（8・10F）・中層耐火（5F）
東 大 阪 吉 田	〃	426	高層耐火（7・8・11F）・中層耐火（4・5F）
東 大 阪 加 納	〃	390	中層耐火（5F）
東 鴻 池	〃	174	中層耐火（5F）・簡耐平屋（1F）
東 鴻 池 第 2	〃	250	高層耐火（8F）
東 大 阪 春 宮	〃	1,208	高層耐火（9・11・13・14F）・超高層耐火（30F）
東 大 阪 島 之 内	〃	669	高層耐火（7・8・9・14F）・中層耐火（5・6F）
東 大 阪 玉 串	〃	268	高層耐火（7・9F）・中層耐火（5F）
東 大 阪 新 上 小 阪	〃	449	高層耐火（10・14F）
東 大 阪 中 鴻 池	〃	865	高層耐火（6・11・14F）
大 東 朋 来	〃	40	中層耐火（5F）
八 戸 の 里	U R 賃 貸	189	高層耐火（11F）
玉 串 西	〃	527	高層耐火（7・9・11・14F）
玉 串 元 町	〃	280	高層耐火（11F）
ヌ ー ヴ ェ ル 鴻 池	〃	28	中層耐火（4F）
み と	供 給 公 社	80	高層耐火（7F）
OPH 長瀬さくらテラス	〃	79	高層耐火（6F）
東 大 阪 鴻 池	〃	30	中層耐火（5F）
衣 摺	〃	55	高層耐火（6F）
メ ー プ ル コ ー ト	〃	44	準耐火（3F）
ふれつくすコート吉田	〃	53	中層耐火（5F）

(4) 市営住宅の建替え

旧耐震基準で建設された市営上小阪東住宅は、耐震性に問題があることに加え、老朽化が進んでいたため、PFI 事業により建替えを行った。同じく、旧耐震基準で建設された市営宝持西住宅も耐震性と老朽化に問題を抱えているため、現在建替事業を進めている。

また、既に耐用年数を経過し老朽化が著しい木造住宅等の集約及び旧耐震基準で建設された住宅の耐震化は、建替えが完了し、移転を進めている。

下 水 道

本市の下水道計画は地形上4つの排水区分けて計画されている。すなわち平野川分水路を放流河川とし、放出処理場、平野処理場（大阪市との共同事業）へ流入する長瀬川以西を「西部排水区」、第二寝屋川を放流河川とし、川俣水みらいセンター（寝屋川南部流域下水道事業）に流入する寝屋川以南、長瀬川以東、恩智川流域以西までを「中部排水区」、恩智川を放流河川とし、川俣水みらいセンターに流入する生駒山ろく並びに恩智川流域を「東部排水区」、寝屋川を放流河川とし、鴻池水みらいセンター（寝屋川北部流域下水道事業）に流入する寝屋川以北の区域を「北部排水区」、以上の4排水区分けてい

る。
本市域 6,178ha のうち、市街化区域の全域と市街化調整区域の一部を含む全体計画区域面積 5,159ha のうち、「西部排水区」、「北部排水区」は平成 16 年 12 月 28 日、「中部排水区」、「東部排水区」については平成 18 年 11 月 29 日に都市計画の変更をし、汚水整備に関しては概成している。現在は特に浸水解消、老朽化が進む下水道施設の再構築を重点に公共下水道事業を執行中である。

なお、全体計画区域面積 5,159ha に対する令和 4 年度末の公共下水道の整備に係る進捗率は 98.7%で、面積は 5,093ha である。

1. 公共下水道事業の現況及び計画

区 分	令和 5 年度末(現況)	計 画	
		令和 6 年度末	
行 政 区 域 面 積 (km ²)	61.78	—	—
行 政 区 域 人 口 (人)	477,684	—	—
市 街 地 面 積 (km ²)	49.50	—	—
市 街 地 人 口 (人)	476,452	—	—
整 備 区 域 (ha)	5,094	5,095	64
排 水 人 口 (人)	477,165	476,782	848
排 水 区 域 内 戸 数 (戸)	248,757	248,557	425
処 理 面 積 (ha)	4,944	4,947	212
処 理 区 域 内 人 口 (人)	473,436	473,409	4,221
水洗便所取り付け済み戸数 (し尿浄化槽を除く) (戸)	234,833	237,681	—
管 渠 延 長 (m)	1,166,469	1,166,744	98,561
ポ ン プ 場 (カ所)	10	10	—
処 理 場 (カ所)	4	4	—

2. 公共下水道事業の排水区別進捗状況

・合流及び分流汚水

排水区名	処理区分	処理分区名	分区面積 (ha)	令和5年度末整備済み面積 (ha)
西部排水区	放出処理区	高井田	192	192
		長堂	205	205
	平野処理区	岸田堂	187	187
		大蓮	207	207
中部排水区	川俣処理区	川俣	360	360
		稲田	415	415
		春宮	413	413
		小阪	390	390
		若江	241	241
		鴻池西	167	167
		鴻池東	590	590
東部排水区		日下・石切	381	381
		額田	144	144
		枚岡	251	144
		水走	169	169
		花園	218	218
		四条	285	285
		池島	135	135
	横小路	132	132	
北部排水区	鴻池処理区	鴻池北	12	12
計			5,159	5,094

・分流雨水

東部排水区	日下排水区	104	50
	石切 "	113	55
	額田 "	122	70
	枚岡 "	155	101
	四条 "	178	99
	横小路 "	143	63
計		815	438

3. 事業施工状況

事業名	排水区名	計画延長 (km)	計画排水面積 (ha)	ポンプ場	着手年度	総事業費 (百万円)	施行済み (令和4年度末)				
							延長 (m)	進捗率 (%)	面積 (ha)	進捗率 (%)	金額 (百万円)
公共下水道	計画決定区域	1,265	5,159	2	S.24	396,023	1,166,469	92.2	5,094	98.7	364,142

4. 受益者負担金制度

制 定 年 月 日	省令 昭和 42 年 12 月 14 日 条例 昭和 47 年 07 月 15 日 改正 平成 24 年 12 月 28 日 改正 平成 25 年 11 月 19 日 改正 令和 2 年 12 月 24 日
負 担 率	① 西部負担区 総事業費の 5 分の 1 ② 中部 A 負担区 " 6 分の 1 ③ 中部 B 負担区 " 6 分の 1 ④ 上記以外 末端管渠整備費の 6 分の 1 ⑤ " "
単 位 負 担 金 額	① 1 m ² 当たり 185 円 ② " 250 円 ③ " 700 円 ④ " 382 円 ⑤ " 443 円
納 付 期 限	① 3 年間 9 回分割納付 ②～⑤ 3 年間 6 回分割納付
報 奨 金	昭和 56 年度賦課分まで、期別納付額の 100 分の 1 に納付前月数を乗じた額を報奨金として交付。昭和 57 年度賦課分より、負担金総額に 14% を乗じて得た額を報奨金として交付。

5. 下水道使用料

徴収開始時期 昭和 44 年 4 月 1 日

(1) 汚水量の認定

- ① 上水道水を使用する場合…上水道の使用水量による。
- ② 上水道以外の水を使用する場合…用途使用状況を考慮して管理者が認定する。

(2) 料 金 (1 カ月につき)

(令和元年 10 月 1 日改定)

用 途	使 用 水 量 区 分	使 用 料		
一 般 用	0 m ³ ～ 7 m ³	基 本 料	574 円	×1.10= (消費税)
	8 m ³ ～15 m ³	1 m ³ につき	88 円	
	16 m ³ ～20 m ³		124 円	
	21 m ³ ～30 m ³		153 円	
	31 m ³ ～50 m ³		184 円	
	51 m ³ ～100 m ³		221 円	
	101 m ³ ～500 m ³		255 円	
	501 m ³ ～1,000 m ³		279 円	
	1,001 m ³ 以上		312 円	
浴 場 用	0 m ³ ～2,500 m ³	1 m ³ につき	19 円	
	2,501 m ³ 以上		22 円	

(3) 令和 5 年度下水道賦課件数・賦課水量調べ

使用水量区分 (m ³)	件 数 (件)	水 量 (m ³)	1 件 当 たり 平 均 使用水量 (2 カ月分)	1 件 当 たり 平 均 使用料 (2 カ月分)
0～14	302,046	1,965,138	6.51	1,228
15～30	286,233	6,399,504	22.36	2,075
31～40	158,598	5,605,078	35.34	3,542
41～60	191,149	9,357,754	48.96	5,685
61～100	74,164	5,389,698	72.67	10,044
101～200	15,348	2,091,944	136.30	20,598
201～1000	18,890	8,288,189	438.76	66,768
1001～2000	2,741	3,800,849	1,386.67	216,451
2001 以上	1,677	7,354,544	4,385.54	813,921
合 計	1,050,846	50,252,698	47.82	6,560

(4) 下水道使用料年別収入調べ

区 分	調 定 額 (千円)	収入済額 (千円)	不納欠損額(千円)	収入未済額(千円)	徴収率 (%)
令和 3 年度	8,415,204	7,034,967	13,673	1,366,564	83.6
令和 4 年度	8,289,498	6,935,894	9,855	1,343,748	83.7
令和 5 年度	8,230,011	6,872,067	10,097	1,347,847	83.5

6. 便所の水洗化

(1) 水洗便所改造資金貸付制度

貸 付 金

- 1 便所につき 330,000 円以内
- 内訳 小便器 1 便器 80,000 円以内
- 大便器 1 便器 250,000 円以内
- 兼用・洋風便器 330,000 円以内
- ※無利息 33 カ月以内分割払い

し尿浄化槽の切り替え工事のための貸付金制度

貸 付 金

- 1 し尿浄化槽につき 330,000 円以内
- ※無利息 33 カ月以内分割払い
- ※貸付の条件として、連帯保証人が必要。
- 同一世帯でないこと。
- 大阪府下に居住していること。

(2) 貸し付け及び返済状況

区 分	貸 付 戸 数 (戸)	貸 付 金 額 (千円)	貸付返済額 (千円)
令 和 3 年 度	1	1,980	1,049
令 和 4 年 度	0	0	865
令 和 5 年 度	0	0	760

(3) 水洗化普及状況

区 分	対象戸数(戸)	竣工戸数(戸)	普及率 (%)	使用開始区域 (ha)
令 和 3 年 度	241,687	236,228	97.7	4,937
令 和 4 年 度	244,168	238,809	97.8	4,938
令 和 5 年 度	246,875	241,639	97.9	4,944

7. 流域下水道事業の概要

区 分		寝屋川南部流域下水道事業	寝屋川北部流域下水道事業
事 業 決 定		昭和 41 年 11 月 4 日（建設省告示）	昭和 40 年 7 月 29 日（建設省告示）
事 業 主 体		昭和 42 年度までは寝屋川南部広域下水道組合 （一部事務組合） 昭和 43 年度事業より大阪府	昭和 42 年度までは寝屋川北部広域下水道組合 （一部事務組合） 昭和 43 年度事業より大阪府
流 域 組 織		東大阪市、八尾市、柏原市、大東市、大阪市、 藤井寺市	東大阪市、大阪市、守口市、門真市、大東市、 寝屋川市、枚方市、四條畷市、交野市
計 画 区 域 面 積		8,917ha	6,917ha
計 画 処 理 人 口		741,550 人	618,900 人
施 設 内 容	幹 線 延 長	106,940m	93,460m
	ポ ン プ 場	寺島、深野、植付、川俣、新池島、小阪、 新家、小阪合、長吉 計 9 箇所	菊水、太平、桑才、萱島、茨田、氷野、 枚方中継、深野北、寝屋川中継 計 9 箇所
	終末処理場	川俣水みらいセンター 竜華水みらいセンター 計 2 箇所	鴻池水みらいセンター なわて水みらいセンター 計 2 箇所
主 要 河 川 等		寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、 楠根川	寝屋川、古川、岡部川、西三荘水路
未 令 進 和 捗 四 状 年 況 度	幹 線 延 長	101,830m	78,610m
	ポ ン プ 場	9 箇所	9 箇所
	終末処理場	2 箇所	2 箇所

令 事 和 業 六 計 年 画 度		寝屋川南部流域下水道事業（東大阪市関連）	寝屋川北部流域下水道事業（東大阪市関連）
	管 渠	枚岡河内南幹線（二） （第 6 工区）下水管渠築造工事 枚岡河内中央増補幹線増補幹線 （第 1 工区）下水管渠築造工事	
	ポ ン プ 場	新家ポンプ場 雨水ポンプ設備更新工事 深野ポンプ場、新家ポンプ場 電気設備更新工事	鴻池水みらいセンター 雨水ポンプ設備更新工事
	処 理 場	川俣水みらいセンター 水処理電気設備等更新工事	鴻池水みらいセンター 水処理電気設備更新工事

8. 下水道関係施設

(1) ポンプ場

一般会計

名 称	所 在 地	ポンプロ径 [mm]	吐出量 [m³/min]	台数	設置年月
三 井	若草町 2-1	800	80.0	1	昭和 43 年 6 月
		350	18.0	1	昭和 53 年 5 月
新 川	西石切町 7-4	900	110.0	1	昭和 56 年 3 月 (平成 30 年 12 月燃料ポンプ OH)
		700	60.0	1	昭和 50 年 3 月
		700	60.0	1	昭和 63 年 3 月
		500	30.0	1	昭和 49 年 10 月
石 切 1 号	中石切町 7-4-66	700	60.0	1	昭和 53 年 6 月 (平成 26 年 3 月エンジン OH)
		700	60.0	1	昭和 53 年 6 月
石 切 2 号	中石切町 6-3	500	30.0	1	昭和 53 年 5 月
元 町	元町 2-5	600	48.0	1	昭和 54 年 5 月 (令和 2 年 9 月エンジン OH)
		300	11.0	1	平成 7 年 3 月(休)
長 門 川	池島町 3-1	1,000	120.0	1	昭和 59 年 3 月 (平成 25 年 3 月エンジン OH)
		500	30.0	1	昭和 59 年 3 月
		500	30.0	1	昭和 60 年 3 月
大 川	元町 2-1	700	60.0	1	昭和 62 年 3 月 (令和 3 年 5 月エンジン OH)
		400	18.0	1	昭和 61 年 3 月
十 三 川	善根寺町 3-7	500	30.0	1	昭和 62 年 3 月 (令和 4 年 6 月工場整備)
		250	7.6	1	昭和 62 年 3 月
徳 庵	大阪市鶴見区 今津北 5-1-3	1,350	240.0	1	昭和 46 年 6 月 (平成 2 年 3 月改良) (平成 30 年 11 月過給機 OH) (令和 4 年 3 月ヘッド周り整備)
		1,350	240.0	1	昭和 46 年 6 月 (平成 3 年 3 月改良) (令和 4 年 3 月ヘッド周り整備)
		1,350	240.0	1	昭和 46 年 6 月 (平成 4 年 3 月改良) (平成 30 年 11 月過給機 OH) (令和 2 年 2 月エンジン OH)
		(揚水) 700	51.0	1	昭和 46 年 6 月 (平成 4 年 3 月改良)
		(揚水) 700	51.0	1	昭和 46 年 6 月 (平成 5 年 3 月改良)
神 田	神田町 14	400	20.0	1	平成 4 年 3 月
		200	4.4	1	〃
水 走 三 八	水走 5-11-20	1,000	120.0	1	昭和 46 年 6 月 (平成 3 年 3 月改良)
		500	30.0	1	昭和 47 年 10 月 (平成 7 年 3 月更新)

下水道事業会計

名 称	所 在 地	ポンプ口径 [mm]	吐出量 [m³/min]	台数	設置年月
高 井 田	高井田西 6-2-26	1,200	207.0	1	昭和 45 年 3 月 (平成 17 年 3 月更新) (平成 29 年 3 月エンジン OH)
		1,000	120.0	1	昭和 39 年 3 月 (平成 12 年 3 月更新) (令和 2 年 3 月エンジン OH)
		1,000	120.0	1	昭和 39 年 3 月 (平成 11 年 3 月更新) (平成 30 年 3 月エンジン OH)
		900	110.0	1	昭和 39 年 3 月 (昭和 63 年 3 月更新)
		600	39.6	1	昭和 39 年 3 月 (平成 8 年 3 月更新)
		450	22.8	1	昭和 39 年 3 月 (平成 18 年 8 月更新)
		450	22.8	1	昭和 39 年 3 月 (平成 22 年 9 月更新)
岸 田 堂	岸田堂西 2-9-3	1,100	225.0	1	昭和 46 年 3 月 (平成 24 年 3 月更新) (令和 4 年 1 月エンジン OH)
		1,350	225.0	1	昭和 46 年 3 月 (平成 26 年 11 月エンジン OH)
		800	120.0	1	昭和 46 年 3 月 (平成 25 年 3 月更新) (令和 2 年 3 月エンジン OH)
		500	55.0	1	昭和 46 年 3 月 (平成 26 年 3 月更新)
		400	20.16	2	昭和 46 年 3 月 (平成 13 年 6 月更新) (平成 27 年 3 月工場整備)
					(令和 5 年 2 月工場整備)
八 戸 ノ 里	若江西新町 1-7	700	60.0	2	昭和 59 年 3 月
		500	33.0	2	昭和 63 年 3 月
		500	33.0	1	平成 27 年 3 月
		500	33.0	1	平成 27 年 9 月
布 施 駅 前 調 節 池	長堂 1-4	200	4.2	2	平成 8 年 3 月
長 瀬 池 調 節 池	長瀬町 3-8	150	2.8	2	平成 10 年 5 月
中 鴻 池 調 節 池	北鴻池町 1 から 中鴻池町 3-2 まで	250	7.0	2	平成 12 年 5 月
八 戸 の 里 公 園 調 節 池	中小阪 4-7	300	12.8	2	平成 18 年 8 月
宝 町 調 節 池 (東大阪市合流改善部分)	宝町 22-8	200	4.08	2	平成 19 年 10 月
(東大阪市治水部分)	〃	100	1.3	2	〃
(大阪府治水部分)	〃	250	7.6	2	〃

松原南 調節池	松原南 1-1	300	11.5	2	平成 21 年 4 月
		100	0.5	1	〃
一 生 濠 雨 水 貯 留	善根寺町 4-12	350	15.28	1	平成 6 年 3 月
		100	1.20	2	平成 3 年 12 月 (平成 30 年 3 月更新)
戸 堀 川 雨 水 貯 留	新池島町 4-1	150	2.8	2	平成 12 年 3 月
新 岸 田 堂 幹 線 雨 水 貯 留	岸田堂西 2-9-3	250	7.0	2	平成 19 年 7 月
新 川 俣 幹 線 1 号 雨 水 貯 留	御厨 5-1	250	9.40	2	平成 10 年 3 月
新 川 俣 幹 線 2 号 雨 水 貯 留	西堤 2-1	250	6.0	2	平成 23 年 6 月
高 井 田 初 期 雨 水 貯 留	高井田西 6-2	80	1.0	2	平成 26 年 9 月
徳 庵 中 洲 マンホールポンプ	鴻池徳庵町 10	80	0.65	1	平成 9 年 3 月 (平成 15 年 12 月更新) (令和 4 年 3 月増強更新)
		80	0.65	1	平成 9 年 3 月 (平成 25 年 12 月更新) (令和 4 年 3 月増強更新)
日 下 町 地 区 マンホールポンプ	日下町 1-7	80	0.16	2	平成 17 年 10 月 (平成 28 年 12 月更新)
東 石 切 町 地 区 マンホールポンプ	東石切町 6-1	80	0.16	2	平成 18 年 4 月 (平成 29 年 12 月更新)
上石切町地区 1 号 マンホールポンプ	上石切町 1-10	65	0.159	2	平成 21 年 3 月 (令和 5 年 3 月更新)
五 条 町 地 区 1 号 マンホールポンプ	五条町 3	80	0.283	2	平成 20 年 3 月 (令和元年 12 月更新)
五 条 町 地 区 2 号 マンホールポンプ	五条町 5	50	0.159	2	平成 22 年 3 月
上 四 条 地 区 マンホールポンプ	上四条町 20	50	0.159	2	平成 22 年 3 月
上六万寺町地区 1 号 マンホールポンプ	上六万寺町 9	50	0.16	2	平成 19 年 11 月 (平成 31 年 2 月更新)
上六万寺町地区 2 号 マンホールポンプ	上六万寺町 6	50	0.071	2	平成 22 年 3 月
上六万寺町地区 3 号 マンホールポンプ	上六万寺町 6	50	0.071	2	平成 24 年 3 月
六 万 寺 町 地 区 マンホールポンプ	六万寺町 1-1	50	0.071	2	平成 21 年 8 月
横 小 路 地 区 マンホールポンプ	横小路町 4-10	80	0.744	2	平成 24 年 2 月

(布施駅前調節池・長瀬調節池・中鴻池調節池・八戸の里公園調節池・宝町調節池・松原南調節池は大阪府より委託)

名 称	所 在 地	ポンプ口径 [mm]	吐出量 [m³/min]	台数	設置・更新年度
寺 島	西鴻池町 4-2-20	雨水 1,800	540.0	1	令和 3 年(更新)
		〃 1,800	540.0	1	令和 4 年(更新)
		〃 1,800	540.0	1	令和 5 年(更新)
		〃 1,800	414.0	1	平成元年
		〃 1,800	414.0	1	平成 7 年
		汚水 1,000	148.68	1	平成 12 年
		〃 800	90.0	1	昭和 57 年
		〃 500	36.0	1	〃
川 俣	川俣 3-4-37	〃 500	36.0	1	平成 7 年
		雨水 2,200	636.0	2	昭和46年
		〃 2,200	636.0	1	昭和 48 年
		〃 2,200	636.0	1	昭和59 年
小 阪	若江西新町 1-11-21	〃 2,200	636.0	1	平成 5 年
		雨水 1,500	451.0	1	昭和58 年
		〃 1,500	435.0	1	令和 3 年(更新)
		〃 1,500	435.0	1	令和 4 年(更新)
		〃 1,500	435.0	1	令和 5 年(更新)
		〃 1,500	325.0	1	昭和 47 年
		汚水 1,000	148.0	1	平成 15 年
		〃 1,000	140.0	1	昭和55 年
		〃 1,000	140.0	1	昭和 58 年
		〃 700	48.0	1	昭和55 年
新 家	八尾市新家町 1-97	〃 700	40.0	1	昭和43 年
		雨水 1,800	484.0	1	令和 2 年(更新)
		〃 1,800	484.0	1	令和 3 年(更新)
		〃 1,800	403.0	1	昭和61 年
		〃 1,800	403.0	1	平成 11 年
		〃 1,800	484.0	1	令和 4 年(更新)
		〃 1,800	484.0	1	令和 5 年(更新)
		汚水 800	77.3	1	昭和48 年
		〃 800	77.3	1	平成 15 年
新 池 島	新池島町 4-3-35	〃 600	38.6	1	昭和48 年
		雨水 1,650	372.0	2	平成 6 年
		〃 1,650	372.0	2	平成 8 年
		汚水 600	42.5	2	平成 15 年
植 付	中石切町 7-2-18	〃 400	21.2	2	平成 6 年
		雨水 1,350	225.0	2	平成10年
		〃 1,350	225.0	2	平成 11 年
		汚水 600	37.5	1	平成16年
		〃 300	8.7	1	〃
深 野	大東市南新田 1-4-8	〃 300	8.7	2	平成 10 年
		雨水 1,500	270.0	3	平成 11 年
		〃 1,500	270.0	1	平成12年
		汚水 500	28.92	1	平成 11 年
		〃 300	8.79	3	〃

東大阪市 大阪市 下水の共同処理

名 称	所 在 地	ポンプロ径 [mm]	吐出量 [m ³ /min]	台数	設置年月
片 江	大阪市東成区 大今里南 4-12-24	1,200	237.0	1	平成 23 年 3 月
		1,200	237.0	1	平成 24 年 3 月
		1,000	140.0	2	昭和 58 年 2 月
		500	31.0	3	平成 20 年 7 月
平 野	大阪市平野区 加美北 2-6-69	1,500	330.0	1	平成 23 年 5 月
		1,500	330.0	1	平成 24 年 3 月
		900	99.0	1	平成 22 年 7 月
		900	99.0	1	平成 23 年 3 月
		500	33.0	1	平成 23 年 10 月
		500	33.0	1	平成 24 年 1 月
		350	18.0	1	平成 23 年 10 月
		350	18.0	1	平成 24 年 1 月
放 出	大阪市城東区 永田 2-3-61	1,000	177.0	1	平成 27 年 3 月
		1,000	177.0	1	平成 26 年 3 月
		900	100.0	2	平成 25 年 3 月
		600	50.0	2	平成 25 年 3 月

(2) 下水道処理施設

区 分	放 出 下 水 処 理 場 (東大阪市・大阪市共同施工) 高井田・長堂処理分区	平 野 下 水 処 理 場 (東大阪市・大阪市共同施工) 岸田堂・大蓮処理分区	川俣水みらいセンター (大阪府施工) 長瀬川以東区域	鴻池水みらいセンター (大阪府施工) 寝屋川以北市域界まで	
敷地面積 (ha)	5.94	10.31	9.13	11.78	
処理方法	活性汚泥法 (嫌気好気法)	疑似嫌気好気法+急速砂ろ過	標準活性汚泥法 標準活性汚泥法 + 急速ろ過	標準活性汚泥法 + 急速ろ過 嫌気好気活性汚泥法 + 急速ろ過	
計画処理面積 (ha)	937	2,948	5,972	3,404	
計画処理人口 (人)	141,614	431,986	525,970	334,800	
計画処理水量 (m ³ /日)	115,000	310,000	341,820	186,000	
既設処理施設能力 (m ³ /日)	154,000	323,000	380,000	331,000	
沈 砂 池	4 池 (放流・処理用兼用)	6 池 (放流用4池・処理用2池)	10 池	9 池 (放流用5池・処理用 4 池)	
ボ ン プ 室	1 棟	1 棟	1 室	1 室	
沈 殿 池	19 池	18 池	10 池	21 池	
(最 初 沈 殿 池)	(1階式12池・2階式7池)	(1階式12池・円形式6池)	(2階式)	(2階式)	
反 応 槽	20 槽	20 槽	10 槽	28 槽	
沈 澄 池	20 池	20 池	40 池	22 池	
(最 終 沈 殿 池)	(2階式)	(2階式12池・3階式8池)	(1階式24池・3階式16池)	(1階式6池・3階式16池)	
機 械 室	1 棟	1 棟	8 棟	11 棟	
		消 毒 室 1棟 急速ろ過設備 2系列	(汚泥棟4棟・その他4棟)	(汚泥棟6棟・その他5棟)	
濃 縮 槽	重力式 6 槽・機械式5基	重力式 4 槽	重力式4槽・機械式7基	重力式9槽・機械式8基	
消 化 槽	5 槽	—	—	—	
洗 浄 槽	—	—	—	—	
脱 水 機	—	4 台 (遠心脱水機)	12 台 (ベルトプレス) 3台 (スクリーンプレス)	10台 (ベルトプレス) 2台 (スクリーンプレス)	
焼 却 炉	—	—	4 基 (流動炉)	3 基	
	再利用水設備 一式		脱臭処理設備 一式	排ガス処理設備 一式	
	脱臭設備 一式		排ガス処理設備 一式	脱臭設備 一式	
	汚泥処理室 1棟		砂ろ過設備 一式	砂ろ過設備 一式	
	処理水再利用設備 一式		処理水再利用設備 一式	処理水再利用設備 一式	
汚 泥 処 理 施 設	—	汚泥熔融炉 1 基	—	—	
		汚泥炭化炉 1基 (PFI事業)			
		汚泥処理室 1 棟			
		脱水分 liquids 処理施設 1 棟			
ア メ ニ テ ィ 施 設	屋上庭園、市民農園 せせらぎの里	芝生広場 せせらぎの里	スカイランド	スカイランド	
着 工 年 月 日	昭和39年9月15 日	昭和43年10月30 日	昭和44年10月14 日	昭和41年12月31 日	
完 成 年 月 日	簡易 昭和42年10月1 日 高級 昭和48年4月1 日	昭和47年4月1 日	第1期工事 昭和47年7月10 日	第1期工事 (高級) 昭和47年7月10 日	

9. 私道における下水道

(1) 水洗化に伴う公共下水道設置制度

私道に下水道管が未整備で、2戸以上の方が便所の水洗化を行うために公共下水道の設置をしている。

設置条件

1. 道路の形態を有し、その有効幅員が1.5メートル以上あること。
2. 私道の両端又は一端が、公共下水道が設置されている道路に接続されていること。
3. 公共下水道の設置及び維持管理において、家屋等への影響がなく、工事等が技術的に困難でないこと。
4. 私道の上に支障となる建築物をはじめ工作物等が無いこと。
5. 私道に面して、現に居住する家屋が2戸以上の水洗便所改造を行うこと。
6. 私道の土地所有者全員が、当該土地を無償で工事及び維持管理で使用するについて承諾していること。
7. 私道に隣接する全ての土地及び家屋の所有者、使用者（家屋居住者）が公共下水道の設置を要望していること。

設置後の維持管理

設置した公共下水道の所有権は東大阪市とし、公共下水道の維持管理は公共下水道管理者が行う。

(2) 既設排水設備の寄付制度

私道に既に設置されている排水設備の寄付の受付と維持管理をしている。

寄付条件

1. 道路の形態を有し、その有効幅員が1.5メートル以上あること。
2. 既設排水設備の両端又は一端が、公共下水道が設置されている道路に接続されていること。
3. 既設排水設備の更新及び維持管理において、家屋等への影響がなく、工事等が技術的に困難でないこと。
4. 私道の上に支障となる建築物をはじめ工作物等が無いこと。
5. 私道に面して、現に居住する家屋が2戸以上あること。
6. 既設排水設備が設置されている土地所有者全員が、当該土地を無償で工事及び維持管理で使用するについて承諾していること。
7. 私道に隣接する全ての土地及び家屋の所有者、既設排水設備の使用者（家屋居住者）または占有者が既設排水設備の寄付を要望していること。

寄付後の維持管理

寄付後の既設排水設備は公共下水道とし、所有権は東大阪市とする。公共下水道の維持管理は公共下水道管理者が行う。

(3) 半額助成制度

私道・私有水路敷で2戸以上の方が共同して便所の水洗化を行い、汚水を公共下水道に流すための排水設備の設置工事をされるときは、その工事に要する費用の半額を助成している。

助成条件

1. 2戸以上の水洗便所改造工事を行うこと。
2. 私道の一端が公道に接続していること。
3. 私有敷地内で道路、通路の形態をしていること。
4. 下水道受益者負担金を申請者の過半数が滞納していないこと。
5. 指定工事業者の施行であること。
6. 設置した排水設備は設置者の所有となるので、設置者において維持管理を行うこと。

水 道

令和5年度の配水量は前年度比454,880 m³減の53,945,100 m³となっている。

令和5年度の建設改良事業について、5か年事業である水道施設等再構築事業【第1期】の3年目にあたり、水道施設再構築事業では、施設の更新・保全を計画的に進めるため、配水池の劣化調査・耐震診断の結果を基に配水池改修実施設計業務を実施した。また、安全な飲料水を常時供給し各配水区域の水質を適切に監視するため、水質モニター更新・最適配置に向けた測量等業務を実施した。

水道管網再構築事業では、市民生活の重要なライフラインとして、災害などによる影響を最小限にとどめ、水道としての機能を損なうことのないよう、特に重要な基幹管路の耐震化、防災活動拠点・主要医療機関などの重要給水施設への供給ルートへの耐震化工事を実施した。また、老朽化した配水支管の更新においては、漏水などの管路事故を防止し安定給水を確保するため、更新基準年数や優先度を考慮した計画的な管路更新工事を実施した。

一方財政面では、前年度に比べ収益で6,423万5,540円の減収、費用は8,355万1,297円の増となり、単年度収支では2億9,728万4,863円の純利益となった。前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額で精査した当年度未処分利益剰余金は19億6,366万8,504円となった。

1. 水道事業の概要

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 人 口	(人)	481,320	479,294	477,684
給 水 人 口	(人)	480,960	479,028	477,411
普 及 率	(%)	99.9	99.9	99.9
総 戸 数	(戸)	266,064	267,345	269,055
給 水 戸 数	(戸)	265,863	267,151	268,892
年 間 取 受 水 量	(m ³)	55,107,540	54,445,750	53,973,310
年 間 配 水 量	(m ³)	55,074,860	54,399,980	53,945,100
1 日 最 大 配 水 量	(m ³)	159,680	162,450	157,490
1 人 1 日 最 大 配 水 量	(l)	332	339	330
1 日 平 均 配 水 量	(m ³)	150,890	149,041	147,391
1 人 1 日 平 均 配 水 量	(l)	314	311	309
配 水 管 総 延 長	(m)	1,027,862	1,027,800	1,028,531
送 水 管 総 延 長	(m)	10,268	10,367	10,368
導 水 管 総 延 長	(m)	4,964	4,964	4,930
消 火 栓 数	(基)	8,228	8,217	8,197

2. 取受水量の状況

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
大阪広域水道企業団	52,515,450	52,515,450	51,084,530	51,380,850
	95.3	95.3	93.8	95.2
	72.0	72.0	72.0	72.0
大 阪 市	2,270,820	2,270,820	2,822,810	2,098,930
	4.1	4.1	5.2	3.9
	70.0	70.0	70.0	70.0
東 大 阪 市	321,270	321,270	538,410	493,530
	0.6	0.6	1.0	0.9
計	55,107,540	55,107,540	54,445,750	53,973,310

※受水費の単価は税抜き。

3. 給配水量

(1) 年間配水量

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年 間 総 配 水 量	(m ³)	55,074,860	54,399,980	53,945,100
年間 有効 水量	有 収 水 量	(m ³)	52,332,264	51,342,071
	無 収 水 量	(m ³)	1,667,250	1,653,366
	計	(m ³)	53,999,514	52,995,437
有 収 率	(%)	95.02	94.38	94.39
年 間 無 効 水 量	(m ³)	1,075,346	1,404,543	1,394,044

(2) 用途別給水量

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
家 事 用	(m ³)	42,582,165	41,544,494	41,092,778
業 務 用	(m ³)	5,073,693	5,067,201	5,070,770
官 公 署、学 校、そ の 他 公 共 用	(m ³)	1,805,938	1,846,476	1,808,131
浴 場 用	(m ³)	411,134	382,072	349,082
会 社、工 場、病 院、そ の 他 事 業 用	(m ³)	2,383,352	2,408,695	2,492,388
臨 時 用	(m ³)	67,666	87,236	96,790
用 途 別 給 水 量 計	(m ³)	52,323,948	51,336,174	50,909,939
分 水 量	(m ³)	1,064	1,054	990
そ の 他	(m ³)	7,252	4,843	4,397
有 収 水 量 計	(m ³)	52,332,264	51,342,071	50,915,326

(3) 総収益及び総費用等

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総 収 益	(円)	8,928,369,875	8,837,244,325	8,773,008,785
総 費 用	(円)	8,583,403,811	8,392,172,625	8,475,723,922
純 利 益	(円)	344,966,064	445,071,700	297,284,863

(4) 有収収益及び原価

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
有 収 収 益	(円)	7,825,306,278	7,915,495,308	7,865,599,903
総 原 価	(円)	8,350,673,542	8,167,111,622	8,235,640,901
年 間 有 収 水 量	(m ³)	52,332,264	51,342,071	50,915,326
1 m ³ あ た り	供 給 単 価	(円)	149.53	154.17
	給 水 原 価	(円)	159.57	159.07

※ 有収収益は、給水収益及び消火用水費等である。

(注)

供給単価＝ $\frac{\text{有 収 収 益}}{\text{年間有収水量}}$

給水原価＝ $\frac{(\text{総費用}-\text{受託工事費等})}{\text{年間有収水量}}$

4. 施設

	名 称	所 在 地	施 設 内 容			
			配水ポンプ	ろ過機	浄配水池	塩素滅菌機
庁舎	上下水道局水道庁舎	若江西新町 1-6-6	—	—	—	—
配 水 場	菱屋西配水場	菱屋西 4-11-31	(平区) 110kW 4 台	—	9,800 m ³	次亜塩素酸ナトリウム 滅菌装置一式
	上小阪配水場	新上小阪 2-14	(平区) 160kW 3 台 75kW 2 台	—	16,330 m ³	〃
	水走配水場	水走 1-14-61	(平区) 150kW 3 台 370kW 3 台 (低区) 160kW 3 台 (中高区) 200kW 1 台 (休止)	—	58,400 m ³	〃
	池島配水場	池島町 8-12-36	110kW 3 台 (山間)132kW 2 台 (自然流下併用)	—	10,000 m ³	〃
	池島配水場	池島町 8-12-36	110kW 3 台 (山間)132kW 2 台 (自然流下併用)	—	10,000 m ³	〃
受水中継 ポンプ場	中石切受水中継ポンプ場	中石切町 6-4-44	(中区送水) 110kW 2 台	—	—	—
浄水場	石切高区浄水場	上石切町 2-1621-2	(取水)11kW 1 台 18.5kW 2 台 (自然流下併用)	650 m ³ /日	1,000 m ³	次亜塩素酸ナトリウム 滅菌装置一式 PAC(ポリ塩化アルミニウム) 硫酸
	石切低区浄水場	東石切町 2-6-40	(取水)11kW 1 台 (自然流下)	1,200 m ³ /日	3,000 m ³	〃
配 水 池	六万寺配水池	六万寺町 1-14-12	(中区)45kW 2 台 (高区)45kW 2 台 (自然流下併用)	—	850 m ³	—
	五条低区配水池	五条町 1-8	45kW 3 台 (自然流下併用)	—	3,000 m ³	—
	五条中区配水池	五条町 1481-3	22kW 2 台 (自然流下併用)	—	2,650 m ³	次亜塩素酸ナトリウム 滅菌装置一式
	日下中区配水池	日下町 1-6-2	37kW 4 台 (自然流下併用)	—	4,000 m ³	〃
	上四条高区配水池	上四条町 2051-1	(自然流下)	—	1,500 m ³	—
	山手町特別高区(A)配水池	山手町 2154-4	(自然流下)	—	24 m ³	—
	山手町特別高区(B・C) 配水池	山手町 13-20	(B系)2.2kW 2 台 (A系)5.5kW 2 台 (自然流下併用)	—	95 m ³	—
	善根寺高区配水池	善根寺町 6-909-1	(自然流下)	—	20 m ³	—
	善根寺高区受水槽	善根寺町 6-10-36	2.2kW 2 台	—	5 m ³	—
	石切特別高区第 1 配水池	上石切町 2-1427-9	(自然流下)	—	60 m ³	—
	石切特別高区第 2 配水池	上石切町 2-1622-3	(自然流下)	—	25 m ³	—
	上石切特別高区(A)配水池	上石切町 2-1508-2	(自然流下)	—	35 m ³	—
	上石切特別高区(B)配水池	上石切町 2-28-17	(自然流下)	—	45 m ³	—

	上石切特別高区(C・E) 配水池	上石切町 2-26-3	(B系)15kW 2台 (A系)30kW 2台 (自然流下併用)	—	200 m ³	—
	上石切特別高区(D)受水槽	上石切町 1-2-24	11kW 2台	—	21 m ³	—
水質試験棟	配水施設課 水質担当	水走 1-14-61	・微生物室・・・オートクレープ、乾熱滅菌機、ふ卵器、顕微鏡、インキュベーター、恒温水槽、クリーンベンチ ・機器分析室・・・ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析計、イオンクロマトグラフ(陰・陽イオン)計、原子吸光度計(フレイムレス)、全有機炭素計、水銀濃度計、超純水装置、蒸留水製造装置、上皿天秤、電子天秤、ピペット洗浄器、ドラフトチャンバー ・理化学室・・・色濁度計、pH計、電気伝導率計、超純水装置、蒸留水製造装置、上皿天秤、電子天秤、ピペット洗浄器、超音波洗浄器、乾燥器、遠心分離器、マッフル炉、ウォーターバス、ホットプレート、ドラフトチャンバー			

5. 水道施設等再構築事業

水道施設等再構築事業【第1期】

【水道施設再構築事業】

地震等災害時における水道水の貯留・供給機能を確保するため、耐震性能不足の配水池の耐震化、老朽化した機械・電気・計装設備を計画的に更新し、水需要の減少を踏まえて設備能力を見直し、設備規模の適正化、配水池や設備建屋の適切な補修・改修を実施し、各施設の能力が維持されるよう延命化を図る。また、災害や危機事象に強い安全な水道を構築し、将来にわたって水道サービスを構築していくためにも、防災拠点としての新水道庁舎を整備する。

【水道管網再構築事業】

基幹管路の耐震化を進め、地震などの災害に強い水道を構築及び復旧の迅速化、重要給水施設への給水を継続する計画的な管路整備(供給ルートの耐震化)を進め、重要施設への給水の安定性向上、老朽管の計画的な更新により、漏水や事故防止に努めるとともに耐震化を図り、安定した給水を行う。

令和5年度事業費

(単位：千円)

施行事項	水道施設再構築	水道管網再構築	事務費	計
事業費	111,519	2,404,127	204,741	2,720,387

6. 漏水防止対策

漏水防止は、水資源の有効利用や道路陥没、家屋浸水等の二次災害の防止の面から水道事業にとって重要な施策となっている。この漏水による損失、災害防止のための対策として、地上に現れた漏水の早期発見に努め、的確に漏水部分を修繕する作業と地上に現れない地下漏水部分を発見して修繕する作業を目的とした漏水調査を実施している。

現在の漏水調査は、令和5年度では、管延長439kmを実施した。人的調査を縮小し、機械的な調査に置き換え、監視型漏水調査機器を仕切弁等に設置し、継続的な漏水の監視を行い、維持管理を効率的に行っている。令和6年度から人工衛星を活用した漏水可能性エリア(POI)の調査を市内全域で実施予定である。この調査結果を基に、効率的に漏水エリアが測定予想され、令和6年度の漏水調査は、157kmを予定している。

7. 水道料金及び加入金

(1) 水道料金

用 途	1 カ月基本水量	同左に対する 最低料金	超 過 料 金	
			水 量	料金
家 事 用	7 m ³ 以下の分	円 608	基本料金を超え	円
			10 m ³ まで 1 m ³ ごとに	98
			10 m ³ を超え 20 m ³ まで 1 m ³ ごとに	146
			20 m ³ を超え 30 m ³ まで 1 m ³ ごとに	208
			30 m ³ を超える 1 m ³ ごとに	247
浴 場 用	500 m ³ 以下の分	31,000	基本料金を超え	
			600 m ³ まで 1 m ³ ごとに	62
			600 m ³ を超え 2,000 m ³ まで 1 m ³ ごとに	102
			2,000 m ³ を超え 3,000 m ³ まで 1 m ³ ごとに	104
			3,000 m ³ を超え 4,000 m ³ まで 1 m ³ ごとに	113
			4,000 m ³ を超え 5,000 m ³ まで 1 m ³ ごとに	123
			5,000 m ³ を超え 6,000 m ³ まで 1 m ³ ごとに	189
業 務 用	10 m ³ 以下の分	1,462	6,000 m ³ を超える 1 m ³ ごとに	247
公 共 用	30 m ³ 以下の分	4,472	基本水量を超える 1 m ³ ごとに	326
事 業 用	30 m ³ 以下の分	6,604	基本水量を超える 1 m ³ ごとに	347
臨 時 用	10 m ³ 以下の分	4,858	基本水量を超える 1 m ³ ごとに	580

※ 上記の額に消費税相当額（1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

※ 料金は平成 23 年 3 月より改定をしている。

(2) 加入金

メ ー タ ー 口 径	加 入 金	メ ー タ ー 口 径	加 入 金
13 ミリメートル	130,000 円	75 ミリメートル	3,460,000 円
20 ミリメートル		100 ミリメートル	7,010,000 円
25 ミリメートル	250,000 円	150 ミリメートル	19,140,000 円
40 ミリメートル	760,000 円	200 ミリメートル以上	管理者がそのつど 定める。
50 ミリメートル	1,290,000 円		

※ 上記の額に消費税相当額（1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

(注) 増口径工事申込者から徴収する加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額とする。

8. 職員数

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分	上下水道局	水道総務部	水道施設部	合計
事 務 職 員	0	40	6	46
技 術 職 員	0	7	65	72
合 計	0	47	71	118